金正日祖国統一論

朝鮮・平壌

チュチェ97（2008）

金正日祖国統一論

朝鮮・平壌
外国文出版社
チュチェ97（2008）

編集部まえがき

朝鮮が北と南に分断されて60数年、その間、朝鮮民族は多くのものを失い、被った不幸と苦痛ははかり知れないものがある。

20世紀の冷戦が生んだ朝鮮の分断は、冷戦終結後も依然として続いている。この悲劇がいつまでも継続していてよいものだろうか。今日、冷戦の冷たい気流にさらされていた朝鮮半島にも、民族の団結と和解の暖流が注ぎ込んでいる。いまや、北と南が一つに融け合って国の統一を成就しようという統一への全民族的意志が朝鮮半島を揺るがしている。これは、半世紀以上の民族分裂史上かつてなかった転換的局面である。

この転換的な局面は、周知の通り、2000年6月に行われた北南朝鮮最高指導者の歴史的な平壌（ピョンヤン）対面と6・15北南共同宣言によってもたらされたものである。

こうした転換期に、在米朝鮮人の張錫（チャンソク）氏が深い研究と努力を傾け、祖国統一に関する金正日（キムジョンイル）総書記の思想・理論を解説した図書『金正日将軍の祖国統一論研究』を執筆されたことは、朝鮮の統一の偉業に寄与する優れた業績だと言える。

この図書は2001年12月に発行されたが、内容上、1997年度の本社発行図書『朝鮮の統一、焦眉の問題』と類似している部分があることを考慮し、ここでは重複を避けて翻訳、発行することにした。

はじめに

今は21世紀です。

振り返ってみると、矢のごとく過ぎ去った歳月だったとも言えますが、朝鮮民族はあまりにも痛ましい世を生きてきました。

朝鮮民族は、分断という言葉を不幸と苦痛の代名詞として使ってきました。それだからこそ、統一は夢にも忘れられない念願となったのです。

分断という言葉にあまりにも大きな民族の苦痛と、あまりにも多くの民族の涙、あまりにも深い民族の恨みがこもっているために、すべての朝鮮同胞は統一という言葉にあらゆる希望と期待、そして生のすべてをかけているのです。だからこそ南でも北でも、そして海外でも、全同胞が「一つの国」「一つの民族」を声をからして要求し、絶叫しているのです。

顧みれば、朝鮮の統一運動は吹き荒れる嵐を衝いて、うまずたゆまずたたかい続けてきた苦難の行路であり、同時に誇りに満ちた道のりでもありました。そうしたなかで、紆余曲折や一進一退を経ながらも、統一運動は不断に成長してきたのです。

そんなある日、統一の黎明が分断の暗闇を押しのけて、われわれに燦々たる陽光を降り注ぐという劇的な変化が起きたのです。それは、昨年（2000年）6月のあの3日間に巻き起こった統一の熱風、激動の嵐によるものでした。われわれ在米朝鮮同胞は、統一の堰が切って落とされた、と歓声を上げ、統一が目

前に迫ったと歓喜にどよめきました。

しかし、民族至上の課題である統一を達成するためには、一時の感情や興奮を越えた固い信念と意志がなければなりません。思想的、理論的な武装が必要なのです。知は力だと言われています。われわれが前進するためには理論的武装が不可欠です。

われわれが確固とした自覚のもとに統一運動の方向を正確に定め、明確な原則をもって統一運動を推し進めるためには、科学的な統一論をもって武装しなければなりません。

わたしは以上のような問題意識をもって、より多くの人たちに統一問題への理解を深め、統一運動に対する正しい歴史的認識を抱かせ、統一の高峰をめざして前進してもらいたいという願いを込めて本書を執筆しました。

わたしの水準と能力は限られていますが、金正日総書記の祖国統一論に込もる思想・理論の偉大さと強力な実践力のおかげをもって、本書が統一を希求するすべての人たちの養分となり、活力の素となり、羅針盤になるものと確信するものです。

米国ロサンゼルスにて

2001 年 11 月　　張　錫

目　　次

1　朝鮮は一つ

2　関係国論

（1）対米関係

（2）対日関係

3　連邦制統一論

（1）連邦制に関する一般概念

（2）高麗連邦制統一論

（3）「連邦連合制」統一方案

＊　編集後記

1　朝鮮は一つ

　統一の道を開いていくうえで朝鮮民族の誰もが一様に抱くべき心構えは、「朝鮮は一つ」ということである。祖国の統一を民族至上の歴史的および時代的な課題として是認する人であるならば、そして民族を理念や体制の上位に据え、民族の異質化よりも同質性を絶対視する観点に立てば、南と北に相反する理念と政治体制が存在し、国土が二つに分断されていても、祖国はあくまでも一つであるという統一意識をもつはずである。
　反面、南と北に「二つの主権国家が存在する」という「現実是認論」の立場に立てば、反統一論を理論的に克服することは不可能であり、統一運動を推し進めることもできなくなるであろう。
　したがって、反統一的見解の重要な論拠である「民族異質化論」を克服し、統一運動に積極的に参加するためには、金正日総書記が主張する「朝鮮は一つ」という統一への意志が何に由来しており、その歴史的意味は何であるかを深く認識する必要がある。これは金正日総書記の統一観を研究するうえで不可欠の作業である。

一つの朝鮮

　祖国統一のために多くの血を流し、時間と精力も少なからず

消耗してきたが、統一の前途は依然として険しい。

同胞の間では、統一は遠い将来のことだと悲観する声が聞かれ、われわれの世代に統一は望めないという失望の声さえ聞かれる。なかには、朝鮮の分裂は朝鮮半島における資本主義と社会主義のイデオロギー的対峙、力の均衡の反映であるとして、統一は不可能と断定する見解まで存在している。これらはいずれも統一の前途を悲観する見解である。

金正日総書記は、そうした悲観論は結局、「一つの朝鮮」を確信できない人たちに共通する思想的傾向である、と指摘している。

朝鮮は一つという総書記の統一への意志は、国が一つに統一すれば朝鮮は生き、二つに分裂すれば生きていけないという観点に立脚している。

分断朝鮮における真の愛国者は、朝鮮は一つであり、決して二つではないという観点に徹した人である。統一に顔をそむけた愛国はありえない。これが金正日総書記の祖国観、愛国観であり、朝鮮は一つという意志に込もる思想である。

こうした統一への意志は、朝鮮の歴史と現実にかない、自らの問題を他人に頼ることなく自らの意思で判断し、解決する、主体的な立場の反映である。

朝鮮は一つという観点は何よりも、民族が一つである以上、祖国が二つになる理由はないという論理に根差している。朝鮮の同胞は南と北に分かれ異なる体制のもとで暮らしてはいても、民族は依然として一つであり、民族が一つであれば国も一つであって決して二つではない、というのがその論拠である。つまり、多民族ならぬ単一民族として一つの国土で 5,000 年の悠久

の歴史を創造してきた朝鮮民族にとって、民族と国家は一体であるということである。

にもかかわらず、国土が数十年間分断されてきたからといって民族の異質化をうんぬんし、南北の同胞兄弟はもはや他人になり、国も二つに分かれてしまったと主張するのは事理に合わない詭弁である。これは一つの民族、一つの国家として長い伝統を継承してきた歴史を否認して、祖先を冒涜し子孫に罪を犯す行為である。したがって、朝鮮は一つという金正日総書記の意志は、とりもなおさず民族の意志であり、歴史の意志でもある。

朝鮮は一つという観点はまた、朝鮮の統一問題、民族問題を主体的立場から理解し、判断する観点であり、結論である。

「朝鮮半島に二つの主権国家が存在しているのは、国際社会が認める客観的現実であり、したがって、われわれも当然そうした見解に立つべきだ」という主張は、朝鮮民族問題を他国の視座から見、他国におもねる主体性に欠けた思考方式の所産である。

世界の多くの国が朝鮮半島の南と北と二重の国家関係を結んでいるのは事実であるが、それは国の分断によって生じた不正常な現象であり、朝鮮の統一後は解消される一時的な状態である。民族の内部問題を国際関係の視座からとらえて、朝鮮は「二つの国家」だと主張するのは売国的な言動だというほかない。

朝鮮を一つと見る観点にはまた、国と民族への熱愛が込もっている。二つの朝鮮をあくまでも否定し、つねに一つの朝鮮だけを考える金正日総書記の思考と意志には、民族分裂の不幸に胸を痛め、祖国の運命に自らの運命をじかに結びつける熱烈な愛国、愛民の心が込もっている。さらに、そこには祖国への深

い思いとともに、分断祖国の運命に心を痛め、一つの朝鮮に向けて奮闘する情熱と献身性が宿っている。

1980 年代末から 1990 年代初めにかけて、海外同胞社会では「南部祖国」「北部祖国」という言葉が使われ始めた。南と北を一つの国と見なす表れだと言えよう。南朝鮮の青年・学生の間で「漢拏（ハンナ）から白頭まで、白頭（ペクトゥ）から漢拏まで、祖国は一つ」という叫びが高まり、それが南朝鮮の各階層の人たちの普遍的な意識となったのは当然のことである。

金正日総書記の「朝鮮は一つ」という確固たる意志は、苦悩に満ちた分断の歳月を生きてきた朝鮮民族の心に深く宿る信念でもあるのだ。

民族も一つ

「朝鮮は一つ」という金正日総書記の意志には、世々代々引き継がれてきた三千里の山河は一つだという地理的概念ばかりでなく、そこに生きてきた民族も一つという社会的・歴史的観念が含まれている。

「血は水よりも濃い」というのは、分断の歴史を生きてきた朝鮮民族にとって単なる格言ではなく、生活の真理だと言える。

朝鮮半島の南と北には互いに異なる二つの民族が対峙しているのではなく、一つの国土で代々共に暮らしてきた一つの民族が外部勢力のために人為的に分裂させられているのである。朝鮮民族は数千年の間に一つの血統を継ぎ、同一の言語を使い、

同じ国土で暮らしてきた一つの民族である。すべての朝鮮人は南に住もうと、北に住もうと、また海外で生活しようと、みな同じ倍達（朝鮮の別称）民族の血と魂を持つ一つの民族であり、民族共通の利益と共通した民族的心理と感情をもって不可分に結ばれている。いかなる力をもってしても、悠久の歴史を通じて形成され発展してきた単一の朝鮮民族を永久に二つに分け隔てることは不可能であり、朝鮮民族とその民族性を抹殺することはできない。

今日、朝鮮民族が南と北に分かれているのは 5,000 年の民族史に一時的に生じた曲折であり、悲運である。外部勢力によって分裂させられた朝鮮民族が一つの民族として再び結ばれるのは、民族史の必然的な帰結であり、民族発展の合法則的な要請である。

朝鮮民族は決して二つではなく一つである。これが金正日総書記の「朝鮮は一つ」という意志に込められたいま一つの側面である。

ところが今日、祖国統一に対して消極的かまたは反対の立場に立つ一部の人は、その不純な立場を正当化する主要な論拠として、民族の異質化を一面的に強調している。

「民族異質化」論に一貫している主張は、およそ次の二点に要約される。

一つは、血筋と言語の共通性だけをもってしては一つの民族になれない、ということである。その要点は、南北間の民族的共通性としては血筋と言語が残っているだけであり、血筋と言語の共通性だけでは、それが同じ民族だから統一すべきだとす

る根拠にはならず、つまり南と北の住民は異質化し、もはや同じ民族だとは言えないということである。

こうした主張は、論理よりも強力な民族的現実によって否定される。一つの例をあげるだけでも、それは理解されよう。日本で開催された世界卓球選手権大会に南北単一チームが出場し、女子団体戦で優勝したとき（これは大会史上初めてのことであった)、全同胞は歓喜し、感激に沸いた。このとき南北同胞の心と心には一つの民族という熱い同胞意識だけが流れていた。

論理的につきつめてみても、民族の異質化論は排斥される。民族異質化論の不当性は、血筋と言語の共通性が居住地域や文化および経済生活の共通性に比べて不変性を持つという点から確認される。民族の他の表徴に比べて、血筋と言語の共通性が恒久的な特性を持つという事実は、血筋と言語の共通性こそが、人びとを一つの民族に結びつける凝集力の基本的な要素であり、民族性と民族意識を支える主要な柱であることを意味する。民族構成員相互の連帯意識と親密感の基底には、血統と言語の共通性から生まれる同胞意識が作用するのである。

民族異質化論のいま一つの問題点は、南朝鮮では基本的に民族的特性が変化していないが、北朝鮮ではその質に変化が生じているという論議である。この「北朝鮮異質化」論の不当性は、若干の理論的検証を経てはじめて明白になるであろうが、ここでは省略することにし、結論から先に述べると、「北朝鮮異質化論者」は北朝鮮の「変質」を、異質化した南朝鮮の「現在」を基準にして判断している、ということである。

いくつか例を挙げてみよう。民族精神の表れである言語にお

いて北朝鮮は祖国の解放（1945 年 8 月）直後から徹底した民族言語政策を実施し、現在もそれを一貫して実行している。ところが南朝鮮では、公用語や日常語で民族の文字と言葉が卑下されている。南朝鮮では朝鮮語が米国化、日本化されているのである。

南北の「異質化」を論ずるうえで欠かせない重要な評価の基準がある。それは南と北の指導層が日本帝国主義の植民地下で抗日独立闘争を繰り広げた愛国者であるか、それとも親日あるいは反民族行為を行った売国奴であるかということであり、また、どちらの側が外部勢力の支配とそれへの従属に反対して民族の精神を守ってきたか、ということである。これは民族というレベルから見たもっとも根本的な評価基準だと言える。

この二つの基準をもって南と北を比較するならば、誰の目にも明らかなように、北には民族的かつ自主的、愛国的な価値体系が確立しているが、南には外部勢力依存的かつ売国・排族的な秩序と価値体系が支配している。

南と北のこの相反する特質と価値体系を比較すれば、異質化論の矛盾が容易に理解できるだろう。

「北朝鮮異質化論」者は、北朝鮮の「異質化」が統一の障害になっているとしているが、実際の障害は南朝鮮の米国化、日本化である。

祖国の解放後、長い歳月にわたる分断状況のなかで、政治、経済、文化の各領域で北も変わり、南も変わった。南と北は互いに相反する方向で変化しており、そうした意味で南北がともに「異質化」したと言えるかもしれない。しかし、血統と言語

など民族の同質性と共通性は、南北の異質性と差異にかかわりなく現に存在しており、この血筋を同じくするところからくる連帯意識と民族的感情こそが、南北が一つの民族であることの証である。

結局、朝鮮は一つという金正日総書記の統一への意志には、民族の同質性よりも異質化を強調し、朝鮮半島に「二つの国家」が存在すると見なす反統一的見解と誤った認識を克服して、朝鮮は変わりなく一つだという統一への志向の観点に人びとを立たせるという点において、歴史的な意味と理論的、実践的な意義があるのである。

2　関係国論

金正日総書記の民族自主論がいかに正当で優れたものであるかは、朝鮮の統一問題を国際政治の視点からも検証してみる必要がある。

国の統一問題は基本的に、分断民族内部の相互関係の問題としてとらえ、主体的に解決していくべきだということは論をまたないが、同時に国際政治との関係を考慮に入れて取り組むとき、問題はよりスムーズに解決されていくのである。

統一問題は民族内部の問題、つまり民族自主に関する問題でありながらも、同時に国際政治とも密接にかかわる問題である。朝鮮半島の分断は外部勢力によってなされ、その深刻さは彼らによって倍加されてきた。外部勢力の干渉と支配こそが祖国統

一の最大の障害なのである。このように祖国分断の責任が外部勢力にあるということを念頭に置いて、金正日総書記が示した関係国論を深く考察することにしよう。

統一問題を解決するうえで国際的側面、つまり列強の影響力のみを重視し、民族の内的側面を軽視することはもとより誤った事大主義的な立場であるが、逆に統一問題に関係のある周辺諸国とのかかわりを無視することもまた誤りである。

民族自主の立場から朝鮮半島をめぐる国際政治の変化に主動的に対応するとき、錯綜した統一問題は正しく解決されていくであろう。

そうした意味で、金正日総書記の関係国論は、単に北朝鮮政府の対外政策方向としてとらえるよりは、祖国統一の正しい方法を明示した金正日統一論の重要な一環として理解し、研究されるべきである。

(1) 対米関係——力の立場を捨てて公約と義務を誠実に履行せよ

①　アメリカのアジア・太平洋地域中心主義と朝鮮半島

祖国分断の原因を極めることも必要ではあろうが、今日、より現実的な意味を持つのは、冷戦の終結後、他の国はすべて統一を果たしているにもかかわらず、なぜ朝鮮だけが唯一の分断国家、分裂民族として残っていなければならないのか、という

ことである。

　こうした点から金正日総書記の関係国論に目を向ければ、周辺の大国が朝鮮半島に対していかなる立場からいかなる戦略、ないし政策を打ち出しているかを正確に把握することがいかに重要な問題であるかが分かるであろう。

　アメリカの新たな対外政策はどのようなものであろうか。

　20 世紀末、脱冷戦期におけるアメリカの対外政策の最大の特徴は、アジア・太平洋地域中心主義であると言える。これは冷戦時代の欧州中心主義政策と対比される。当時、欧州の統合が加速化し、ソ連と東欧社会主義諸国が崩壊した結果、欧州においては冷戦時代におけるようなアメリカの「役割」がもはや不必要となり、アメリカは事実上、欧州から押し出され始めた。アジア・太平洋中心主義へのアメリカの対外政策（世界戦略）の転換は、南朝鮮駐留米軍の将来と対北朝鮮政策の変化を分析する基礎となる。

　アジア・太平洋地域での覇権を狙うアメリカは、南朝鮮駐留米軍の存在を依然として必要だと見なしている。つまり、冷戦時代の南朝鮮駐留米軍が主にソ連の極東戦略、直接的には北朝鮮の軍事力を抑え込むための戦力であったとすれば、いまは朝鮮半島と北東アジアにおけるアメリカの力のシンボルとして機能していると言える。

　このことと関連して、アメリカにとっては、自国の死活的利害にかかわる地域に米軍を前進配備することが「安保公約意志」の誇示にとって不可欠であり、こうした前進配備兵力は政治的なシンボルとしても極めて重要だとするところに米軍事戦略の

核心がある、とするジャーナリズムの分析は、参考に価する。こうしてみると、南朝鮮駐留米軍の撤退は容易にはなされないと言える。冷戦終結後、アメリカの世界戦略は変化したとはいえ、南朝鮮駐留米軍は依然として存続し、朝鮮の統一を否定する要因として作用しているのである。

現在、国際情勢の分析で最大の関心事は、朝米間の関係改善問題である。現ブッシュ政権は北朝鮮との関係改善を望んでいるのか。朝米関係が改善されれば、朝鮮の統一にどのような影響を及ぼすのか。このような問題がわれわれの関心事である。

以上の問題を解明することは、金正日総書記の関係国論の本質を把握するうえで重要である。

ここでは、アメリカがなぜあれほど北朝鮮問題に神経を尖らせているのかということから先に考察することにする。近年顕著になったアメリカの北朝鮮重視政策は、アジア・太平洋地域中心主義が生んだ政策と見てよいであろう。

それには、アメリカの朝鮮半島戦略と、覇権争いという立場からの対中国戦略、それに現在の国際政治社会における北朝鮮の地位などを主体的に吟味することが求められる。

アメリカが百数十年前から朝鮮半島の戦略的価値に目を向け、対朝鮮半島政策を一貫して追求してきたということは周知の事実である。実際、アメリカは、冷戦期の欧州中心主義的世界戦略のもとでも、また現在のアジア・太平洋地域中心主義と解される新たな対外政策においても、朝鮮半島全域の支配を変わりなく追求しているのである。

アメリカの政策的な誤りは、北東アジア、ひいては世界政治

において占める北朝鮮の地位と役割を見誤っていることに起因している。北朝鮮は、単に国際政治の「キャスティングボートを握っている」ということ以上に、国際政治の中心圏に位置していると言ってよい。金正日総書記の中国訪問（2000 年 5 月と 2001 年 1 月）とロシア訪問（2001 年 7 月～8 月）が世界に大きな波紋を起こしたことが、そのことをよく物語っている。

アメリカが神経過敏とも言えるほど北朝鮮問題に関心を向けているのは、アメリカの朝鮮半島支配戦略あるいは南朝鮮支配政策を無力化させている金正日総書記の対米軍事戦略、ひいては先軍政治への危惧に起因していると見られる。

問題をもう少し掘り下げてみると、クリントン民主党政権は、ブッシュ（父親）共和党政権期の軍事的・政治的強硬政策に代わって、より柔軟な対話と協議を踏まえた自由主義的な対外政策を打ち出した。

このように、アメリカが北朝鮮の「改革」「開放」を見込んで長期的な対北朝鮮政策を実施し始めたのは事実であるが、他方、金正日指導体制下の北朝鮮の強固な政治的安定を認めたうえで、北朝鮮との外交的接触を図ったという点も見逃せない。

しかし、クリントン政権は北朝鮮の封鎖を解くうえで見るべきほどの措置を取らなかったばかりか、南朝鮮・米合同軍事演習を強化するなど北朝鮮に軍事的脅威を加える二重の姿勢を示した。つまり、クリントン政権の柔軟性は必ずしも一貫したものではなく、つねに米議会および軍部内のタカ派によって対北朝鮮政策は牽制されてきたのであった。このようにアメリカは冷戦終結後、北朝鮮に対する「封鎖・対決戦略」を「介入・拡

張戦略」に切り換えたとはいえ、実際には「封鎖・対決戦略」は完全に放棄されたのではなかったという点と、北朝鮮への核威嚇に失敗して「力の政策」の限界を悟ったクリントン政権が、力をもってしては北朝鮮を自己の影響下に入れることはできないと認識していたという点を、弁証法的に考察すべきであろう。

＊　「介入・拡張戦略」における「拡張」は、クリントン政権の元国家安全保障問題補佐官アンソニー・レークの演説「封鎖から拡張へ」によってその本質が明らかになった。ホワイトハウスおよび米国務省のこのような戦略的思考と違ったいま一つの思考に従って動いてきた米国防総省の国際安全保障問題補佐官ジョセフ・ナイは、彼の主導のもとに作成した報告書『東アジア・太平洋地域に関するアメリカの安全保障戦略』(1995 年 2 月発表)で、「介入」という戦略概念を確立した。米国防総省の介入戦略の核心は、南朝鮮駐留米軍第 2 段階削減計画（1993～1994）を完全に放棄し、南朝鮮駐留米軍を今後 10 年間維持することを確定したことである。そこには南朝鮮駐留米軍 3 万 7,000 名と駐日米軍 4 万 5,000 名、それに米第 7 艦隊の海上支援兵力を含めて東アジアに前進配備されている 10 万名の兵力を引き続き維持し、さらに北東アジアの多国間安全保障協議体を創設するという構想が盛り込まれている。

冷戦体制の崩壊後、何らの牽制も受けなくなった「巨大な恐竜」アメリカは、「グローバリゼーション」戦略を推し進めた。これは、ワシントンの戦略家およびウォール街の国際金融資本

家が冷戦後、世界の支配と管理を企てた新戦略である。「開放」「改革」を推し進める「グローバリゼーション」戦略の成否を試す最適地として選ばれた地域は、アメリカの死活的利害にかかわる朝鮮半島であった。アメリカはいま、南北朝鮮に「開放・改革」を求めている。

南朝鮮は外貨為替および金融危機により、1997 年 12 月、「グローバリゼーション」戦略の一環と言える国際通貨基金（IMF）の管理網内に組み込まれて経済の全面的開放を余儀なくされ、法外の富は超国家的資本に掌握されてしまった。南朝鮮に「改革政権」が生まれたのも、アメリカの「グローバリゼーション」戦略と切り離しては考えられない。

アメリカの「グローバリゼーション」戦略は北朝鮮にも「開放」「改革」を求めているが、北朝鮮はこれを一蹴した。1993 年と 1994 年の「朝鮮半島の核危機」は、北朝鮮の核施設開放を要求するアメリカとこれを拒む北朝鮮が正面から対立したことによってもたらされたものであった。米国家安全保障会議は、アメリカの開放要求を拒否した北朝鮮に攻撃を加えるべきか否かを検討したが、結局、北朝鮮との協議に臨む道を選び、1994 年 10 月、「ジュネーブ合意」を採択するに至った。アメリカが北朝鮮との戦争に突入すれば、莫大な被害を被るという判断からであった。もし、アメリカが北朝鮮の戦争遂行能力をイラク程度だと判断していたならば、当時、朝鮮半島は戦争を避けられなかったであろう。

アメリカを協議へと動かした北朝鮮の対米外交戦略を、南朝鮮では「協議・共存戦略」と評している。もちろん北朝鮮の対

米協議戦略はアメリカに対する階級的立場の放棄を意味するものではなかった。北朝鮮の「協議・共存戦略」の基本的目的は、経済的難局を「開放」政策で解決しようとする窮余の策ではなく、全朝鮮半島的な民族問題としての統一問題に突破口を開くことにあった。

ところが、アメリカではジュネーブ合意の無用を叫び開戦を唱えていたタカ派が、クリントン政権に代わってホワイトハウス入りをした。共和党のブッシュ（息子）が大統領の座についたのである。アメリカの対朝鮮政策は U ターンした。軍産複合体の利益を代弁するブッシュとその外交・安全保障補佐官たちは、「力の外交」をモットーとする新冷戦主義的対決政策を打ち出し、「スケジュール不在の強硬発言」を乱発して朝米関係と南北関係を凍結させてしまった。

いまブッシュ政権は傲慢にも、「アメリカ第一主義」に取りつかれている。「アメリカ第一主義」は、冷戦体制崩壊後に起こした湾岸戦争での「一方的勝利」（多くの軍事評論家は、アメリカの勝利は CNN などのメディアによって「でっち上げられた勝利」だと評している）に酔いしれて、無分別にもアメリカの価値と体系こそが世界でもっとも優れたものだと叫んでいる。「アメリカ第一主義」は何よりも「力」を強調しており、ブッシュと彼の外交安全保障チームは、軍事力の増強と力の外交に力を入れている。こうした立場からブッシュ政権は、北朝鮮の「核と ICBM の開発」に対処するとして、国家ミサイル防衛体制の構築に全力投球し、他方では北朝鮮にミサイルの開発および生産の中断を一方的に要求している。このようなブッシュ政権の新冷

戦主義的対朝鮮政策は、南北首脳の歴史的平壌対面と 6・15 共同宣言によって醸成された南北朝鮮の対話と協力の雰囲気に水を差し、朝鮮半島の分断に責任があるアメリカは、和解と協力、統一を目指す朝鮮民族の努力に対してまたしても否定的役割を演じているとの非難を浴びている。とくにブッシュ政権の「相互利益戦略」に代わる新軍事戦略構想が朝鮮半島を焦点にして立てられたことについては、深刻な憂慮が示されている。アメリカのある新聞は「相互利益戦略」の廃棄は北朝鮮を的にした米軍事力の再配備構想にもとづくもの、と指摘している。

＊　信頼すべき消息筋は、アメリカが二つの敵性国家と同時に戦争を遂行する際、ともに勝利することを目指した「相互利益戦略」を棄てて、米軍兵力の海外派兵について全般的な再検討を行ったとしても、アジア駐留米軍の存在には変化がないだろう、という考えを示した。

この外交消息筋は「米国防総省は『相互利益戦略』に代わる新戦略構想を樹立し、およそ 140 万名の海外派兵米軍を適度に再配備し、削減する案を多角的に検討しているものと見られる」としながらも、「ブッシュ政権がアジア重視政策を実施していることに対しては、一部に異議を唱える向きがないわけではないが、南朝鮮駐留米軍を含むアジア駐留米軍兵力には変化がないだろう」と付言した。

ブッシュ政権のラムズフェルド前国防長官は、朝鮮戦争やイラクのクウェート侵攻など、不測の突発事態は避けられないと

する前提のもとに柔軟な新軍事戦略を立てている、と言明した。ラムズフェルドは米下院軍事委員会非公開会議でそう説明し、議員に配布した「未来（脅威と戦略、政策、軍事力の規模、組織）に備えた計画の検討」というタイトルの文書で、「不確定状況に対する柔軟な対応能力」の必要性と「相互利益戦略」廃棄の意図を明らかにした。彼の言う「不確定状況」の中心に、朝米間の軍事的衝突問題が置かれているのは、疑うべくもない事実である。

② アメリカの「力の政策」の限界と公約の履行問題

ここに歴史の流れを劇的に変えた一つの資料がある。それは朝米間の戦争勃発（1994 年）を一歩手前で阻止したということで一躍有名になった。

＊ 「ワシントンポスト」（1995 年 4 月 13 日付け）は、アメリカでは 1994 年 5 月、戦術核兵器の使用、数十万の兵力の動員など全面戦争の可能性に関する具体的な検討、北朝鮮の核施設攻撃を仮想したシミュレーション、南朝鮮への追加兵力 1 万名の配備検討、ロスアラモス国立研究所においてペリー国防長官の高位補佐官、国防総省の高官、上院の有力議員、核兵器専門家らによる朝鮮戦争シミュレーションなどが行われたと報じた。5 月 19 日、ペリーとゲリー・ラック南朝鮮駐留米軍司令官はクリントン大統領に、朝鮮戦争が勃発すれば、100 万人が犠牲となり、1 兆ドルの経済的損失（1994 年南朝鮮における GNP3,500 億ドル

の 3 倍）を被り、8 万～10 万人の米軍人が犠牲となるだろうと報告した。

朝鮮問題とは、世界「最強」の軍事国家アメリカとの軍事問題であるとするのが、金正日総書記の独特な見方である。その背景には、総書記の情勢判断と歴史認識、そして民族に対する独自の見解がある。

歴史的にアメリカの外交は「力の外交」、言い換えれば露骨な「砲艦外交」で貫かれ、それは他国の内政への軍事的・政治的干渉と支配として表れている、というのが総書記の判断である。

アメリカが南朝鮮軍の統帥権を握り、米軍が南朝鮮に駐留を続ける限り、朝鮮半島問題はアメリカとの軍事問題に帰結するほかない。とりわけアメリカが 6・25 朝鮮戦争以後、現在に至るまで軍事境界線をはさんで北朝鮮と軍事的に対峙している状況のもとでは、朝鮮半島問題は朝米間の軍事問題とならざるをえない。このことは、朝鮮半島問題は金正日総書記の自主的な軍事戦略とアメリカの力の政策、この両者の対決によって決定されることを意味する。総書記のこの自主的軍事戦略の背景には、一心団結した朝鮮人民軍と民衆への絶対的な信頼と、優秀な民族性に対する揺るぎない自負がある。

朝鮮民族の、顕著な歴史的特徴の一つは、朝鮮民族が他国を侵略した例はないが、侵略者に対しては徹底抗戦し撃退するのを常としてきたということである。金正日総書記の自主的軍事戦略はこうした歴史認識と切り離しては考えられない。金正日総書記は民族の自主権を固守し、国の統一を成就するためには、

自主的な軍事戦略が不可欠だとしている。総書記は自主的な軍事戦略をもってアメリカの支配、干渉するとした世界戦略に圧力を加え、軍事的干渉や威嚇は朝鮮には通用しないということを認識させることにより、アメリカを政治協議のテーブルに着かせ、朝米国交樹立と平和協定の締結を勝ち取ろうとしているのである（在日軍事評論家――金明哲（キムミョンチョル））。

したがって、金正日総書記の軍事戦略は、朝鮮半島の平和統一を力をもって裏づける戦略であり、それは戦わずして敵を屈服させる無血勝利の戦略である。

戦わずして敵を下すのは、金正日軍事戦略の核心である。

総書記が北朝鮮を「ハリネズミ」と呼ばれる要塞国家に築き上げたのは、戦争を起こすためではなく、戦争を避けるためである。

アメリカは、相手が弱いと見れば牙をむいて襲いかかるのが常である。アメリカは自国の覇権に挑む国に対しては「ならず者国家」「テロ国家」のレッテルを貼り、自らの軍事行動を正当化している。このような猛獣を防ぐ最善の防御は、全国をハリネズミのように要塞化し、反撃体勢を講ずることである。

問題は、片方が戦わずして相手を屈服させる戦略を堅持するとしても、戦争を生存方式とする片方にそれが通るかということである。

ところが、現実はアメリカが北朝鮮に毎回屈服したことを示している。

1968 年 1 月 23 日の「プエブロ」号拿捕後、アメリカは謝罪文書に署名した。1969 年 4 月 15 日の米軍偵察機「EC－121」撃墜

事件では、軍事的報復を断念した。1976 年 8 月 18 日の板門店ポプラ事件の際は、共同警備区域の分割という措置で戦争を避けた。1993～1994 年の「核兵器開発疑惑」は、1994 年 10 月 21 日の核協定調印をもって幕を閉じた。1998 年 8 月の「金倉里地下核施設疑惑」は、アメリカが 3 億ドルの参観料を払い、金倉里の地下構造物を見て回ることでけりがついた。

金正日軍事戦略の要素の一つは、アメリカとの軍備競争を避けながら超大国アメリカを恐怖に陥れる「サソリの毒針」(金明哲――『金正日将軍の統一戦略』)、即ち、ICBM による長距離大量破壊攻撃能力を保有することである。

アメリカの第二の朝鮮戦争シナリオは、「作戦計画 5027」に具体化されている。

＊　「作戦計画 5027―98」の内容および性格上注目される点は次のようなものである。

アメリカは世界戦略の遂行を目指して全世界に米軍を派兵している。それは、欧州司令部、大西洋司令部、太平洋司令部、南部司令部、中東司令部などの地域担当戦闘司令部と宇宙司令部、特殊戦司令部などの機能別支援司令部をもって構成されている。ここで太平洋司令部のコードナンバーは「5」であり、その担当区域の朝鮮半島のコードは「027」である。つまり「作戦計画 5027―98」の「5」は太平洋司令部、「027」は朝鮮半島、「98」は 1998 年に修正されたものという意味である。

「作戦計画 5027―98」は 6 段階からなっている。

第 1 段階は先制攻撃である。攻撃目標は北朝鮮の軍需工場、飛

行場、軍港、特殊戦部隊、それに平壌である。核施設の疑いがある特殊地域はいずれも攻撃対象に含まれる。攻撃は空と海からなされる。まず空軍は、米軍本土のバージニア州ラングリー空軍基地からF－117ステルス爆撃機、B－1爆撃機、B－2爆撃機などが出撃し、KC空中給油機の支援のもと24時間以内に目標物に対する作戦を終えて基地に戻る。横田米空軍基地の第5空軍も同一機種の戦闘爆撃機を出撃させる。南朝鮮の烏山米空軍基地にある第7空軍も出撃する。南朝鮮軍のF－15、F－16戦闘機は米空軍の戦闘を援護し、北朝鮮のレーダー網を撹乱する。海軍は、真珠湾を出港した潜水艦が公海上で待機し、各80機の戦闘爆撃機を搭載するキティーホーク航空母艦戦団とキンスタレーション航空母艦戦団が朝鮮半島海域で作戦態勢に入れば、アメリカは適時、北朝鮮の目標物に向け数千発のトマホーク巡航ミサイルを発射する。この際、地下攻撃用爆弾も使われる。開戦初期には空海軍の集中攻撃で、平壌の都市機能は完全に麻痺するものと見込まれる。他方、北朝鮮は世界最高の対空砲網を張り巡らしている。

23ミリ対空砲9,000門、中長距離用SA－2、中距離用SA－3、射程距離300キロメートル以上の長距離用SA－5、歩兵携帯用SA－7、改良型SA－16など、5種類の地対空ミサイルを保有している。もちろんアメリカは電子戦専用機をもって敵の地対空ミサイルの電波を撹乱するであろう。しかし、問題は対空砲である。対空砲は目測で発砲する手動式の砲であり、電子波の撹乱にはかからない。したがって、戦闘爆撃は月のない闇夜に出撃して北朝鮮の対空砲を避けなければならなくなる。

第2段階は、北朝鮮の初期の反撃を無力化することである。北

朝鮮は軍事境界線に沿って240ミリ多連装ロケット砲200門のほか、約1万600門の各種砲を稠密に配備している。世界最大の密集度を有すると判断されるこの砲兵力は、ソウルを射程圏に入れており、すべての砲が同時に火を吐けば、30分内に10万発の砲弾が飛び出す。これはソウルを再三火の海に変えても余る火力である。南朝鮮駐留米軍と南朝鮮軍の90%が軍事境界線の50キロメートル以内に密集配備されていることを考慮すると、第2段階戦略の核心は、人民軍砲兵力の機能を無力化ないし著しく低下させることにあると言ってよい。だが、ここでは北朝鮮の砲陣地が地下深くに隠蔽されていることを見落としてはならない。米地上軍が本格的に投入される時期は、人民軍と南朝鮮軍の主力が数週間にわたる死闘を繰り広げた後、つまり人民軍地上兵力の主力が「決定的打撃」を被った直後となろう。もちろん南朝鮮軍の主力も同様の損失を受けるが、そのあと投入される米軍とともに再編される。

第3段階は、攻撃のための兵力再編である。

ここでは21万の米兵力が南朝鮮に投入される。太平洋陸軍司令部麾下のハワイ第24師団、フォートルイスの第1軍団、テキサスの第3軍団、沖縄の海兵隊第3師団、シアトルの第2師団、第3旅団などがまず投入される。太平洋空軍司令部所属の横田基地の第5空軍、アラスカの第11空軍、グアム島の第13空軍などが朝鮮半島に向けての作戦を開始する。太平洋海軍司令部横須賀の第7艦隊、カリフォルニアとノースカロライナの艦隊も朝鮮半島に向けて移動する。太平洋司令部麾下の全兵力が朝鮮半島に集中するのである。このような戦力の配備には約20日を要するもの

と予想される。

戦力の前進配備が完了し、再編を終えれば、第 4 段階、即ち軍事境界線を突破して北進する段階に急速に進む。進撃は空中と地上から立体的に展開される。米航空母艦戦団と空軍の支援を受ける米海兵隊第 3 師団と南朝鮮海兵隊があらかじめ選定した北朝鮮側地域（南浦（ナムポ）――元山（ウォンサン））で上陸作戦を展開し、上陸後、平壌へ向けて進撃する。同時に、平壌近郊で南朝鮮軍空挺部隊が落下作戦を展開する。こうして米軍は平壌を陥落する。

平壌入城後の第 5 段階で、米軍は鴨緑江（アムノク）、豆満江（トウマン）に向けて進撃を開始する。

北朝鮮地域を完全掌握することになるこの時点で、米軍は軍政を敷き、北朝鮮地域を事実上支配する第 6 段階に移行する。

ここまでの予想時間は、最短 48 日、最長 120 日である。

以上のような作戦内容を持つ「作戦計画 5027－98」は、二つの点でそれ以前の戦争計画と異なる。

第一に、「先制攻撃」の概念を初めて採択したことである。以前は「朝鮮半島で戦争が起これば」といったように、開戦当事者を曖昧に表現していた箇所を、「わが米軍の先制攻撃によって朝鮮半島で戦争が起これば」とあからさまに表現し直していることである。

第二に、「北進の限界線」をさらに北方に延ばしたことである。中国を考慮し「清川江（チョンチョン）――元山」ラインで北進を停止することにしていた以前の計画は、「鴨緑江――豆満江」ライン、つまり北朝鮮全域を占領することに変更された。

ソ連の崩壊によって恐れる国がなくなったアメリカ。イラクやユーゴスラビアを無惨に踏みにじり、その侵略的性格と軍事的覇権を世界に誇示したアメリカ。いまや彼らの朝鮮戦争シナリオは完成したのである。1999 年 2 月 3 日、駐「韓」米軍司令官ジョン・ティラリは、米下院軍事委員会でこう証言した。「北韓は近い将来アメリカと全面戦争を行う可能性がもっとも大きい国である」（南朝鮮の民主主義民族統一全国連合の機関雑誌『民』、1999 年 8 月号）

ところで、北朝鮮の反撃は、飛来する米戦闘爆撃機や「トマホーク」を対空ミサイルや高射砲で迎撃することにとどまらないであろう。すぐる朝鮮戦争の時とは違って、北朝鮮は、駐日米軍基地や日本の政治的・軍事的要衝は言うまでもなく、米国本土に対しても中長距離ミサイルとICBMによる長距離報復攻撃を断行するであろう。

アメリカの政治的・軍事戦略的拠点がミサイル攻撃を受ければ、甚大な人的および物的被害を被るであろうことは火を見るよりも明らかである。4 機の旅客機によるワシントンとニューヨークの同時襲撃事件（2001・9・11）を想起すれば、ICBM による米本土攻撃がアメリカにどのような混乱と悲劇をもたらすかは推測に難くない。とりわけ、アメリカには 102 基の原発があり、日本でも 51 基が運転されている。原発 1 基が攻撃されて爆発すれば、水爆 150～180 個分の死の灰が飛散する。アメリカも日本も、原発は無防備状態にあるのである。

＊　米核統制研究所所長ポール・レーベンタールは、「北朝鮮が報

復攻撃をすれば、チェルノヴィリの惨事が同時多発するであろう」と警告している。（『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』、1994 年 2 月 3 日）

反面、北朝鮮の場合、平壌は言うに及ばず全国的な防空体制が構築されており、長距離および短距離地対空ミサイルと各種高射砲で構成された世界最高の対空砲網を誇っている。それに、核攻撃に備えた地下構造物が稠密に構築されているので、核の破壊力から軍事力と住民を最大限に保護できる。平壌のような大都市でも、30 分以内に何の混乱もなく、全住民が地下に退避できるのだ。

要するに、北朝鮮は金正日総書記の軍事戦略によってアメリカの核先制攻撃に耐え、米国本土と日本に報復打撃を加えるだけの攻撃能力を保有しているのである。このような相手に対して、アメリカが先に戦争を仕掛けうるだろうか。1994 年に行われた朝米戦争シミュレーションがアメリカに朝鮮戦争をあきらめさせたことからも分かるように、北朝鮮が米国本土を攻撃しないとしても、10 万人の米軍死傷者と 1 兆ドルの戦費が見込まれる戦争を米国国民は決して甘受しないであろう。アメリカの国民感情は、新冷戦主義的対決主義者の無謀な戦争に与（くみ）していないのである。それに、イラク戦争とユーゴスラビア空襲の経験は、アメリカが誇るステルス戦闘爆撃機、トマホーク巡航ミサイル、パトリオット迎撃ミサイル、「タンク・キラー」と呼ばれる攻撃用ヘリ・アパッチなど、最新鋭兵器がそれほど信頼に価するものではないということを露呈している。

以上いくつかの問題点は、アメリカの「力の政策」の限界を克明に描き出している。

不正義の戦争は正義の戦争によって打ち負かされ、侵略者の暴力は抵抗する民衆の暴力によって打破される。これは歴史の教訓である。

最初の運命の対決と言われるゼウスとプロメテウスの対決で、人類に火をもたらしたプロメテウスは、ゼウスに敗れてコーカサス山の岩に鎖でつながれ、ワシに肝臓をついばまれるという刑罰を科された。しかし、現代のゼウスを自称するアメリカと人類に光明のチュチェ思想をもたらした北朝鮮との対決で、アメリカは常に敗北している。金正日総書記の軍事戦略が、アメリカの力の政策に対し有力な抑止力として機能しているのである。アメリカは過去の失敗と誤謬から教訓を汲み取るべきである。

アメリカは、1994 年 10 月、ジュネーブ合意書に署名して、次のような事項を公約した。北朝鮮の寧辺（ニョンビョン）核施設の凍結を前提とする①対北朝鮮経済制裁措置の解除　②北朝鮮との外交関係の正常化　③北朝鮮に対し核兵器による威嚇および使用をしないとの公式の保障　④2003 年まで総発電量 200 万キロワットの軽水炉の提供と、年間 50 万トン規模の代替エネルギーの供給。

北朝鮮がミサイル開発の中止というアメリカの要求を拒む理由は、まず、それが自国の自主権を侵害する行為だという点にある。これは当然なことであり、一国がどのような兵器を開発し、保有するかという問題は、自衛権にかかわる国家主権に属する問題である。したがって、北朝鮮はそのようなアメリカの要求を、北朝鮮の主権を侵害する不法な干渉だとしたのである。

その理由は次に、アメリカがミサイル開発の中止を条件として提示した経済制裁の解除と朝米外交正常化問題については、すでにジュネーブ合意で寧辺核施設の凍結を条件に約束が交わされていたからである。北朝鮮は寧辺核施設の凍結要求を容れて引き続きジュネーブ合意を履行しているが、アメリカはジュネーブ合意で約束した経済制裁措置の解除と朝米関係正常化に背を向け、その間 7 年が経過している。これは明らかにアメリカが約束を違えているのである。

アメリカはジュネーブ合意の公約と義務を履行すべきだとする金正日総書記の指摘は正当であり、それが朝米関係改善の当面の問題として提起されたことは合理的である。

しかし、前にも指摘したように、ブッシュ共和党政権が出現したいま、朝米関係は再び冷却し、葛藤ないし対決の局面さえ迎えている。では、両者の対決でどちら側が有利であろうか。

朝米間の対決において、不利な状況に置かれているのはアメリカだと判断できる。

周知のように、アメリカの朝鮮半島軍事戦略は二つの点に集約される。一つは対決主義を基本とする対峙戦略であり、いま一つは北朝鮮に弱みが生じた場合、すかさず先制攻撃を加えるという戦争戦略である。しかし、アメリカが朝鮮半島で対峙戦略を長年期にわたり持続することは困難であり、戦争戦略の推進もままならぬというところにアメリカの苦悩がある。

アメリカはペルシャ湾とバルカン半島で行ったように、朝鮮半島で自国のあり余る兵器を処分する一方、先端兵器の性能を誇示する戦争を起こすというようなことはできない。北朝鮮の

強力な軍事力がそれを許さないのだ。北朝鮮は、アメリカ本土を射程とする核弾頭装着可能な大陸間弾道ミサイルを保有しているばかりか、米軍の空襲に備えて全国土の地下要塞化を完了し、反米交戦意識と自爆精神で武装した「軍民一致」の膨大な武装力を備えている国である。(『民』、1999 年 8 月号)

アメリカにはいま一つの問題がある。ブッシュ政権はジュネーブ合意の履行を怠って 2003 年という「運命の時間」を経なければならないという点である。2003 年までの軽水炉提供はすでに履行できなくなっており、それに経済制裁の解除と外交の正常化の公約も、現在の朝米関係からして実現は期待できない。このような状況のもとでブッシュ政権が対峙戦略をもってやり過ごすことは倒底困難であろう、というのが大方の見方である。

要するに、金正日総書記の先軍政治がアメリカの新冷戦主義的対決戦略を無力化させている状況のもとで、アメリカは、ジュネーブ合意を誠実に履行するほかなく、そのためには対決策を棄てて協議に乗り出さざるをえないであろう。これが第一の問題である。

第二の問題は、アメリカが朝鮮問題に責任ある当事者として、時代錯誤的な対朝鮮政策を根本的に見直し、朝鮮民族の自主的平和統一をこれ以上妨げることをしてはならないということである。朝鮮半島の統一問題が、アメリカの南朝鮮占領後の植民地支配政策によって発生したということは改めて説明する必要もないであろう。半世紀を超える分断朝鮮がもたらした悲劇的な民族的現実も、突きつめればアメリカの支配主義的朝鮮半島政策に起因している。

アメリカは南朝鮮駐留米軍をてことして南朝鮮を50余年にわたり政治的・軍事的に支配する一方、南朝鮮との「共助」によって北朝鮮体制の変質あるいは崩壊を企んできた。

こうした視点から、アメリカに朝鮮民族と国際社会および時代と歴史の前に朝鮮半島の平和と統一に役立つ政策を実施すべき責務があるとするのは当然である。

アメリカがその責務を果たすためには、二つのことをしなければならない。

一つは、アメリカが朝鮮半島の休戦体制を平和体制に切り換える問題に肯定的に臨み、前向きな姿勢を示すことである。

北朝鮮は、朝鮮半島に確固とした平和をもたらすためには朝米平和協定を締結すべきだと主張している。北朝鮮の主張は、休戦協定の当事者はアメリカと北朝鮮であり、米軍が南朝鮮軍の統帥権を掌握している事実にもとづいている。

アメリカは南朝鮮・米統合参謀本部議長を中心とする軍事委員会を設け、南朝鮮・米連合軍司令官はその戦略的指針に従うとしている。これは、作戦統帥権を南朝鮮軍に返還したというのも中味のない象徴に過ぎないことを示している。実際、南朝鮮・米連合軍の作戦統帥権を含め軍事指揮権を行使するのはアメリカである。南朝鮮・米連合軍司令部設置法には、南朝鮮・米連合軍司令官（南朝鮮駐留米軍司令官）は、米統合参謀本部にのみ報告し、その指揮に従うだけで、南朝鮮政府には何ら報告をする必要がないとされている。

北朝鮮が朝鮮半島の平和体制樹立問題を南北協議ではなく、朝米協議によって解決しようとしているのはそのためである。

また、朝米平和協定の締結は、南朝鮮が 6・25 朝鮮戦争当時、軍事指揮権を国連軍に委譲したという事実、休戦協定の締結当事者は、北朝鮮とアメリカ（国連軍を代表したアメリカ軍）および中国の 3 カ国で、南朝鮮は戦争の「法的当事者」ではないという事実、協定上休戦協定体制の順守に責任がある当事者はアメリカと北朝鮮であるという事実、南北対峙当事者の一方をなす南朝鮮とアメリカの同盟関係が、西欧ないし日本とアメリカの間のような水平的同盟関係ではなく、南朝鮮・米連合軍の統帥権行使国アメリカに南朝鮮が従属する「奇形的同盟関係」だという事実などを根拠とする、説得力のある主張である。

したがって、アメリカは、朝鮮半島における平和体制の樹立問題を「南北当事者」による協議によって解決するという非科学的かつ非現実的な主張を捨て、朝米平和協定を締結するための協議に即時応ずるべきである。

アメリカが朝鮮半島の統一で果たすべきいま一つの責務は、アメリカが連邦制統一案を支持することである。

アメリカは「介入・拡張戦略」の立場から、北朝鮮と平和共存しつつ南北関係を両国論を踏まえた国家連合とする一方、自国の北東アジア支配圏内に北朝鮮を引き入れようと画策している。

一方、北朝鮮は、朝米政治協議を経て平和共存体制が確立されれば、南朝鮮駐留米軍の「栄誉ある」撤退を段階的に実現させ、朝鮮半島にはアメリカと国交を結んだ非同盟中立国を出現させるが、それは一国論にもとづく連邦国家として統一された国家とならなければならない、とする戦略目標を掲げている。

このように、二つの戦略目標をめぐって北朝鮮とアメリカは

今、シーソゲームをしている。しかし金正日総書記が「われわれはアメリカを百年の宿敵と見なそうとはしておらず、朝米関係の正常化を望んでいる」と表明していることを考慮すれば、アメリカは「分裂させて統治する」という立場を変え、連邦制統一案を支持すべきである。連邦制統一案は、南朝鮮の資源と市場、技術に対するアメリカの既得権を認める立場にあると考えられており、そうした意味でも、アメリカには北朝鮮の連邦制統一案に反対するいわれはない。アメリカは敵も知らず、おのれも知らずにいる。アメリカは金正日総書記の善意を受け入れ、朝鮮半島の統一に協力する賢明な選択をすべきであろう。

(2) 対日関係——過去を清算し、北朝鮮敵視政策を放棄すべきである

「近くて遠い国」日本は、朝鮮民族にとって決して忘れることのできない「罪深き」国である。ここにいちいち列挙するまでもなく、日本帝国主義が強行した朝鮮植民地暴政と過酷な収奪、民族抹殺政策と非人道的蛮行は、朝鮮民族の脳裏に焼きつき、世代を継いで民族的憤怒を呼び起こしている。

このような「日本が北朝鮮への強烈な敵愾心を抱いて朝鮮民族を蔑視している」(在日軍事評論家——金明哲『金正日将軍の統一戦略』)。

日本の支配層は北朝鮮に対しては恐怖と敵愾心を抱き、南朝鮮に対しては侮蔑的態度を取り、朝鮮半島の統一問題では、ア

メリカに同調して統一を妨害し、分裂を煽っている。

このような日本に対する金正日総書記の戦略目標は、日本が過去を清算し、朝鮮と日本が歴史的、文化的に密接な関係を結んだ隣邦、友好国として共存共栄することである。

金正日総書記は、朝・日関係が友好的に改善されるためには三つの前提条件が解決されなければならないとして、日本にこれを求めている。

第一は、日本が過去を心から反省し、清算することである。

日本帝国主義は朝鮮民族に言い知れぬ罪を犯した。文字通り万古の大罪である。

1905 年の「乙巳 5 条約」から 1945 年の 8・15 解放までの日本帝国主義者の罪行をたどれば、おおよそ次のようなものになる。

1905 年 11 月 17 日、日本の枢密院議長伊藤博文は、朝鮮側の条約手続き（国王の承認と署名、国璽捺印）を無視して「乙巳 5 条約」を捏造した。したがって、この条約は国際法上無効である。

「乙巳 5 条約」では、朝鮮の外交権を剥奪し、統監府を置くことが定められている。この捏造条約をもとに、日本は漢城(ハンソン)（ソウル）に統監府を設け、初代統監の座に伊藤博文を就かせた。こうして、朝鮮は日本帝国主義の植民地に落ちたのである。

日本は 1910 年 8 月 29 日、強制的な「韓日合併条約」をもって朝鮮を併合し、統監府に代わって朝鮮総督府を設け、行政・司法・立法権および軍の統帥権を掌握した。

全国に 1 万 6,214 ヵ所の憲兵・警察機関、2 万 2,000 余名の憲兵、20 万名の憲兵補助員を配置し、小学校の教員にまで帯刀させ

る措置を取った。朝鮮に日本陸軍2個師団と海軍2個分遣隊が常駐し、各郡の所在地と要地に守備隊が配置され、憲兵、警察官には即決裁量権が付与された。刑務所は24ヵ所に設けられた。

朝鮮民族に「皇国臣民」化が強要され、5,000年の悠久の歴史と文化が否定された。朝鮮語と朝鮮名の使用が禁じられ、全人口の80パーセントにおよぶ約1,600万名が「創氏改名」を余儀なくされた。840万余の朝鮮人が強制徴用・徴兵で連行された。未婚、既婚、新婚の別なく20万の朝鮮女性が拉致され、日本と海外の日本軍駐屯地で屈辱的な性奴隷生活を強要された。

1910年から日本が朝鮮から強奪した米は3,900万トンに達する。朝鮮から持ち去った金は少なくとも 500 トンを越える。鉄は1,800万トン以上を、木材は3,000万立方メートル、水産物は1,432万トンを奪い去っていった。

日本はまた、朝鮮各地にある古墳をことごとく盗掘し、国の文化財を略奪した。

日本帝国主義侵略者は朝鮮民族の精神を抹殺すべくソウルの景福(キョンボク)宮前に総督府を建てたかと思うと、1,000年の長きにわたって保存されてきた慶州(キョンジュ)の石窟(ソククル)庵に手を付け、それがもとで庵内の湿度は上昇してしまった。ちなみに、石窟庵は新羅(シンラ)時代に築造されたもので、中央に安置された釈迦如来の顔は朝鮮東海の方を向いていた。凶悪な倭寇（日本の海賊）を仏の慈悲で感化するためであったという。

以上は、日本が朝鮮民族にたいして犯した罪悪の一端である。歴史は修正されたり白紙に戻されたりすることはできない。過去に目をつぶる者は現在に対しても盲目になる。心からの反省

と贖罪なしに救いはありえない。この歴史の原則を忘却ないし拒否する者は、明日をも喪失するであろう。

今日、日本が国際社会において強力な経済力を背景に、罪悪にみちた過去を清算することなく、国際政治力学にのっとって「脱アジア」「政治大国化」を叫び、新国家主義に走りつつあるのは周知の事実である。都合の悪い歴史的事実をねじ曲げ、対朝鮮優位論をもって「偉大な日本像」を構築しようとする意図のもとに、歪曲された歴史教科書の強行採用を図る日本保守層の動きは、アジアと世界の人びとの間に深刻な憂慮を引き起こしている。近年、アジア諸国で大きな物議を醸し、外交問題にまで発展した日本の歪曲された歴史教科書事件は、新国家主義の一つの表れである。

＊　日本の「新しい歴史教科書をつくる会」が編纂した扶桑社版歴史教科書に対しては、近現代史部分の朝鮮半島脅威説、朝鮮強制併合の正当化、江華島(カンホワ)事件の計画性の隠蔽、甲午農民戦争の歪曲などが、代表的な歪曲例として内外から指弾され、日本軍慰安婦問題の削除も指摘されている。古代史と中世史の部分では任那日本府説（でっち上げ）の既定事実化や豊臣秀吉の朝鮮侵略の正当化などが指摘されており、朝鮮史の誤った評価を通じた日本史の「優秀性」を強調した部分も随所に見受けられる。

△　朝鮮半島脅威説――扶桑社版歴史教科書には、日本に向けて大陸から一本の腕が突き出ている、それが朝鮮である、朝鮮半島が日本に敵対的な大国の支配下に入れば、日本を攻撃する絶好の基地となり、後背地のない島国日本は自国の防衛

が困難になる、こうした意味で、朝鮮半島は日本に絶えず突きつけられている凶器にならざるをえない位置関係にある、と記述し、日本の朝鮮半島支配を合理化する「朝鮮半島脅威説」を擁護している。

△　朝鮮の強制併合――扶桑社版歴史教科書は､日本政府は韓国の併合が日本の安定と満州の権益を守るために必要だと考え、英国、米国、ロシア 3 ヵ国はこれに異議をはさまなかった、と記述している。これは、日本の朝鮮併合の侵略性と強制性を隠蔽する一方､国際的な承認を得た合法的な行為だとして正当化しようとするものである。

日本文教出版も､安重根が伊藤博文を満州ハルビン駅頭で暗殺したため、日本は韓国を併合し、植民地として支配したとし、朝鮮の強制併合が安重根（アンジュングン）の伊藤射殺に起因すると主張することで日本の計画性を隠蔽しようとしている。

△　日本軍性奴隷の削除――扶桑社版歴史教科書は、日本　が働いた残虐行為の象徴としての日本軍性奴隷関係の内容を故意に削除して、残虐行為の実体を隠蔽した。これは、国連人権委員会に報告された国際報告書の内容および性奴隷の強制性と日本軍部の介入を認めた 1993 年の日本内閣官房長官の談話に反する。

「新しい歴史教科書をつくる会」の扶桑社版歴史教科書やそれ以前に問題視された「日本を守る国民会議」編『新編日本史』などは、現日本保守支配層の歴史観を反映したもので、彼らの皇国史観を若い世代の「新保守主義」的傾向と結びつけること

によって軍国主義を復活させ、新版「大東亜共栄圏」に向けて邁進することを夢見ている。これと関連して、日本の敗戦以来、天皇と軍国体制を擁護し、日本帝国主義の朝鮮侵略を正当化する保守的指導層の妄言が次から次へと飛び出しているが、彼らはとりわけ靖国神社の参拝を通して、新国家主義的な歴史意識と精神状態を世界に誇示しようとしている。2001 年 8 月 13 日、日本の小泉首相は内外の反対を押し切って靖国神社を参拝し、国際社会の非難を浴びたが、日本の保守的政治家は、そうした非難と怒りをよそに、日本帝国主義敗亡の日である 8 月 15 日に先を競って靖国神社を参拝した。これは日本帝国主義の朝鮮半島侵略と植民地支配、ひいてはアジアの侵略と略奪が日本人の「愛国主義」的行動であって、決して犯罪にはならないという、彼らの思想的・精神的姿勢と政治的立場を無言のうちに示すジェスチュアーと見てよい。このように日本指導層には、日本帝国主義の罪行に対する罪の意識がまるでないが、これは日本政治の後進性と道徳的低劣性と関連している。

＊　靖国神社は、日本軍国主義精神の高揚をはかる目的で建てられた神社で、日清戦争から第 2 次世界大戦までのおよそ 250 万の霊がここに合祀されている。

『金正日将軍の統一戦略』の著者は、日本が反省しようとしない理由を次のように分析する。①日本にはアメリカに先駆けて行動しようとする意思がない。②日本は朝鮮を蔑視している。③日本は過去を反省し、北朝鮮との国交正常化を急ぐ必要を感

じていない。④日本が心からの反省を表明すれば、それが前例となって他の国々も賠償問題を持ち出す恐れがある。⑤反省などしなくとも欧米諸国から非難されることはない、と踏んでいる。──そこには共感できる点もあるが、理解を正すべき個所もある。日本は、金丸元副首相の平壌訪問が示しているように、アメリカに先駆けて平壌行き列車に乗りたいという気持ちがないでもないが、それがままならず、朝米関係と南北関係の進展状況を見守りながら朝・日関係改善の緩急を調節しているのである。ところで日本が蔑視しているのは、日本に追従している南朝鮮であって、自主的な北朝鮮ではない。北朝鮮に対しては蔑視ではなく、怖れを抱いていると見るのが正しいであろう。新国家主義つまり軍国主義の復活を夢見る日本の右翼保守政治家が、強い自主性とたくましい活力、とりわけ日本列島をいつでも「焦土化」しうる軍事力を備えていると見られる北朝鮮に対し、恐怖心とともに敵対意識を抱くのは、彼らの政治的・思想的体質のしからしめるもので、ある意味では当然のことだと言ってよいであろう。

要するに、日本政府には北朝鮮に対する謝罪と賠償への切迫感がないと言えるかも知れないが、いずれ対北朝鮮政策を見直し、それ相応の謝罪と賠償をしなければならないときが来るであろう。

これまで、日本は天皇と首相の名で「謝罪」を表明した例がなくもない。

「遺憾」とか、「痛惜」とかいう表現がそれである。日本の朝鮮半島侵略と植民地収奪行為に対する彼ら個人の心情表現をも

って、謝罪に替えようとしているのである。そこには、現在の日本人は朝鮮民族に不幸と災厄をもたらした当事者ではなく、自分たちが祖先の過誤に責任を負い、反省する義務はない、という認識がある。

歴史の負債は、歳月が流れ、直接の当事者がいなくなったからといって抹消されるものではない。ましてや日本帝国主義者の手で殺された数百万の怨霊と略奪された数億の財産、さらには断絶された悠久の歴史の悲劇に対し、単なるお詫びといった表明で補償されるものではないことは言をまたない。

＊　歴史の負債はおのずと抹消されるものではない。1984 年、フランスのミッテラン大統領はスイスを訪問した際、アルプス山岳の村（フルサンピエール）の村民代表の会見申し入れを承諾した。

代表たちは、1800 年、ナポレオンの率いる軍隊がこの山村に駐留したとき、住民から借りた湯沸かし 104 個と 1 本 6 フランで伐採された松の木 2,037 本の代金、日当 3 フランで徴用された村人の労賃と 1 日に 6 フランで借りたラバ代がまだ支払われていないと主張した。そこでミッテラン大統領は、およそ 200 年前のナポレオンの負債を一言の弁解もなく支払ったのである。このように、その大小にかかわりなく、歴史の負債は必ず償われるべきものである。

日本の指導層は歴史を歪曲してはならず、過去の清算を回避すべきではない。日本が堂々たる国際社会の一員として世界の

平和と人類の発展に貢献する道は、過去の正しい清算から始まるということを銘記すべきであろう。

朝・日関係改善の第二の前提は、北朝鮮敵視政策を放棄することである。

日本の北朝鮮敵視政策にはいくつかの要因が作用している。それは①日本指導層の政治的・思想的動向と、朝日両体制間のイデオロギー上の違い②政治、経済、軍事面における米・日・「南朝鮮」共助体制と 3 角軍事同盟③日本国民の軍国主義化促進などである。

理解の一助として、日本政界の思想的・政治的動向を簡単に分析してみよう。朝鮮の植民地支配とアジア侵略戦争、大量虐殺の美化をはかる者は例外なく反共主義者であり、それに反対する人たちは共産主義者、社会主義者、進歩的人士、リベラリストなどである。過去の清算を拒否し、歴史をねじ曲げる思想的・政治的性向の人たちの系譜をたどれば、彼らの体内には軍国主義、国粋主義の狂気と黒い血が一貫して流れている。反面、彼らの思想と政策に反対する思想と世界観を抱く人たちは、先祖の代から朝鮮人とアジア人に対する虐待と虐殺、戦争に反対してきたし、そのため日本の反共主義者、国粋主義者、極右天皇主義者によって投獄され、迫害を受けてきたのであった。日本の反共主義者、右翼ないし極右保守派、天皇崇拝者はほとんどが例外なく親米派、親南朝鮮派であり、軍事大国化の推進者である。このように北朝鮮敵視政策を強行している日本指導層の政策に通底しているのは、反共主義と極右保守主義である。それは本来、道徳的価値意識が逆立ちした思想である。

日本の北朝鮮敵視政策は、「北朝鮮脅威論」においても見られる。歴史的に、日本は北朝鮮の核疑惑とミサイル開発について、アメリカ以上に大きく騒ぎ立ててきた。

例えば、1998 年 8 月、北朝鮮が打ち上げた人工衛星「光明星（クァンミョンソン）1 号」をミサイルだと言い張り、「北朝鮮脅威論」を煽った。これは、軍事政策の大幅転換をはかって、まやかしの情報を流し、世論を操作しようとしたものであった。

ところで、日本は旧ソ連の中距離弾道ミサイル「SS－20」の実戦配備では、どのような反応を示したのだったろうか。

「SS－20」は射程距離 5,000 キロメートル、核弾頭 1 メガトン級のミサイルで、160 基がバイカル湖付近に実戦配備されていた。ところが、日本のメディアは当時、実戦配備のニュースは流したが、「光明星 1 号」発射時のような騒動は起こさなかった。

では、日本の指導層はなぜ「北朝鮮脅威論」について執拗に騒ぎ立てるのだろうか。それは、日本の軍事政策の転換を国民に納得させるためである。

防衛庁は、日本の軍事政策が「ガイドライン」にのっとって世界の紛争に日本が共同で対処できるよう、日米安保の世界安保化と自衛隊の海外での軍事行動を可能にする政治的・軍事的システムを構築することにあるとしている。日本が湾岸戦争に際して国際貢献論を声高に唱えたように、いま「北朝鮮脅威論」に熱を上げているのもそのためである。

日本の北朝鮮敵視政策はこのように深い根源と頑強な保守性を背景にして策定されたものではあるが、日本は冷静な分別力をもって北朝鮮敵視政策を見直すべきではなかろうか。冷戦が

終結し、和解と協力の時代が到来したと言われる21世紀を迎えた今、時代と歴史の流れに逆らって北朝鮮敵視政策に固執するならば、日本の未来は決して明るくないであろう。実際、北朝鮮敵視政策によって日本が得るものは何もない。日本の発展と国民の福祉向上のためにも自主外交に踏み切り、北朝鮮敵視政策を放棄すべきである。

朝・日関係改善の第三の前提は、朝鮮半島の分断に肩入れし、統一を妨げるような行動を取ってはならないということである。

朝鮮半島を植民地朝鮮の延長線上で見、その分断に国益を見出す日本は、統一妨害勢力以外の何物でもない。大東亜共栄圏の夢を捨てず、いま一度アジアの支配を企む日本の新国家主義者は、朝鮮半島の統一を決して望んでいない。

＊　敗戦50周年を迎えて、過去の侵略戦争を美化し、「アジア共生祭典」を開催するなど、日本は新軍国主義と新大東亜共栄圏を何としても実現しようとしている。彼らは、南北朝鮮の分断支配をはかる主要な勢力であり、朝鮮国外においてもっとも強力な反統一勢力だと言える。「戦争謝罪及び不戦決議」に反対した国会議員275名のうち207名（70パーセント）が「親韓派」をもって任ずる「日韓議員連盟」の会員であったことは、そのことをよく示している（『韓半島統一国家の体制構想』38ページ）。

北朝鮮は歴史的に、朝鮮半島の分断を鼓吹し、統一を妨げる行為を北朝鮮敵視政策の集中的表現と見なしてきた。北朝鮮が「クロス承認」論に反対しているのもそのためである。

周知のように「クロス承認」論は朝鮮半島周辺 4 ヵ国が、分断の定着をはかって南北朝鮮に受け入れるよう迫ったもので、北朝鮮は国の統一を阻害するそのような「クロス承認」論を拒否したのである。もしそれが朝鮮半島の統一を促す前提のもとに提起されたものであるなら、北朝鮮と米日の修交は可能であろう。

北朝鮮は、日本の南朝鮮一辺倒政策は北朝鮮を敵視し、「二つの朝鮮」を定着させることにその目的があるとしている。そうした意味でも、日本は植民地主義的かつ反統一的な南朝鮮一辺倒政策を見直すべきである。

数年前、日本で「日本の立場は、北朝鮮の開放を 5 程度助け、10 程度はやはり南朝鮮の立場を支持しつつ長期にわたって統合に導く方向に進むべきである」という論旨の研究論文が発表され、日本の学界と政界の関心を引いた。それは、北朝鮮の強力な主体的かつ民族的な政策に目を向けていないという大きな弱味はあるが、朝鮮半島政策の見直しを示唆している点で一応注目には値する。しかし、その論旨は本質的に、朝鮮半島の急激な変化を望まず、日本の対朝鮮戦略が南北の民族共助による自主的平和統一でも急激な吸収統一でもなく、より長期的な南朝鮮主導の統合を見通したもので、南朝鮮一辺倒・北朝鮮敵視政策の放棄を主張したものではない。そこには、日本のあからさまな反統一意思を隠蔽しようという意図が見え隠れしており、朝日関係を改善し、朝鮮半島の統一に協力しようという立場は見られない。

以上見てきたように、金正日総書記が示した朝・日関係改善

三つの前提、即ち日本の過去の清算、北朝鮮敵視政策の放棄、朝鮮半島の統一を志向する等距離外交は、歴史的に見てもまた現実的にも公正かつ妥当な条件であり、原則である。

　では、日本が以上の前提を受け入れる可能性はあるだろうか。過去の清算を回避し、北朝鮮を敵視し、朝鮮半島の統一を望まない政策が、日本指導層の政治的、思想的な体質に根差す反歴史的なものであるとしても、時代と歴史の流れは必ずや政策の転換を迫るであろう。とりわけ、金正日総書記のすぐれた指導を得て、強力な国家、偉大な人民となった朝鮮民主主義人民共和国と朝鮮人民はきのうの朝鮮人民ではないという事実を直視するならば、日本は北朝鮮敵視政策を見直さざるをえなくなるであろう。

　アメリカと日本は、歴史と時代、人類の要望に応えるか、さもなければ、これに逆らって歴史に見捨てられるかという岐路にある今、時代の動きを正視し、選択を誤るような愚を犯すべきではない。ここでは、金正日総書記の関係国論がアメリカと日本の取るべき道を教える指針となるであろう。

3　連邦制統一論

　金正日総書記は、金日成（キムイルソン）主席そのままの方だと言われている。金日成主席の思想、理論、指導の方法がそのまま金正日総書記によって体現され、継承されているという意味である。

　高麗連邦制に関する金日成主席の思想・理論は、金正日総書記

の連邦制統一論として継承されている。そうした意味で、高麗連邦制と「連邦連合制」についての理論的分析を試みるのは、金正日総書記の祖国統一論を総体的に理解するうえで必要なことだと思われる。ここでは特に、北朝鮮が提唱する低い段階の連邦制と金大中（キム テ ジュン）の共和国連合制を折衷した統一志向的な「連邦連合制」が 6・15 共同宣言の主旨であり、そこに金正日総書記の統一案が収斂されていると見られるので、「連邦連合制」についての研究を深めることは決して無意味なことではない。

以上のような問題意識をもって、「連邦連合制」の基本的な方向と枠組および方法論に関する私見を述べてみたいと思う。

（1）連邦制に関する一般概念

領土と住民を統治する主権の組織形態によって、国家は二つの類型に大別される。単一国家と連邦制国家がそれである。単一の主権を有する国家が単一国家であり、複数の主権を有する国家が連邦国家である。

複数の主権を持つ国家は、感情と利害を共にする二つ以上の独立体が永続的な共通の目的をもって結びつき、一つの中央権力のもとに単一の国家を形成している国のことである。そうした意味で、連邦は複合国家とも言われている。

連邦制国家は一般的に、複雑な民族問題を抱えた複数の民族国家によって形成されている。実際、地球上には 20 余の連邦国家があるが、そのほとんどが複数の民族によって構成されてい

る。スイス、カナダ、旧ユーゴスラビア、旧チェコスロバキアなど 10 余の民族からなる連邦国家もあり、ミャンマー（ビルマ）やカメルーンのように数十の民族あるいは種族で構成された連邦国家、インド、旧ソ連のように 200 内外の大小さまざまな民族あるいは種族で構成された連邦国家もある。民族の構成がこのように複雑であれば、言語、風習、文化も多様を極め、単一国家の形成は困難となる。

連邦制の類型には、おおむね連邦国家と国家連合の二つがある。ここでは、連邦国家は国際法上一個の主権国とされ、他方、国家連合の場合は、構成国のそれぞれが国際法上一個の主権国家として認められる。

連邦国家と国家連合の本質的な違いは、連邦国家の連邦政府は国家連合のそれとは異なり、連邦構成国（分枝国）はもとよりその国民に対しても直接の統治権限を有することにある。

連邦国家の基本的構造からすれば、内政上の権限は憲法上、連邦と連邦構成国に分化して存在する。連邦は分化された主権の枠内で立法・司法・行政権を行使し、構成国もそれぞれ立法・行政・司法機関を有する。つまり、連邦と各構成国は併存関係にあると言える。

しかし連邦国家の場合、対外政策は連邦政府によってのみ立案、実行され、構成国にはそのような権限は付与されない。連邦政府のみが開戦を決定し、政治・経済・軍事上の国際条約を締結する権限を有し、構成国には対外政策に参与する権限は認められていない。

連邦国家と国家連合の特性を要約すると、次の通りである。

連邦国家の特性

△　成文憲法

連邦国家の憲法は一般的に成文憲法であり、同時に硬性憲法である。

△　両院制議会

連邦国家は構成国すなわち地方政府の権威を保障する目的で、地方政府の代表からなる上院を置くのが通例である。このように連邦国家は、全国民の代表をもって構成される下院と、地方政府の代表によって構成される上院を持つのが一般的である。

△　権力の配分

連邦国家は中央集権的な形態を取る。連邦国家の場合、外交、国防などの権限は中央政府にあり、地方政府は限定された範囲内での内政権（内治権）が与えられ、国際法上の対象にはならない。

連邦国家は、相異なる地方政府に対して「中立」を守り「平等」に対処し、地方自治を保障する。ここでいう地方自治とは、単一国家に見られるような権力の集中を防ぎ、民主主義を保障するいわゆる「草の根民主主義」としての地方自治とは区別される。つまり、連邦国家の自治政府は地方自治体ではない。

△　最高連邦法院

連邦国家には、憲法解釈機関としての最高連邦法院が置かれる。最高連邦法院が下す憲法解釈上の判決は、自治政

府および立法府に対して拘束力を有する。

△　単一国家

　連邦国家は、2 ヵ国以上あるいは国家的性格を有する二つ以上の単位の結合体でありながらも、それ自体が一つの国家であることに特色がある。

　連邦国家は一つの国家として対外的不可侵性と対内的統治権を有しており、その点で独立諸国による国際的連合、例えば国連のようなものとは異なる。

　国家連合の特性

△　憲法

　国家連合は、中央と加入国（上方と下方）がそれぞれ憲法を有する複数憲法構造を持つのが通例である。

△　連邦議会

　国家連合の構成国は、代表を中央に送ることによって連邦議会の構成メンバーとなるが、連邦議会には立法権と財政権がなく、また、連邦議会の議決は構成国を法的に拘束できない。

△　最高連邦法院

　一般的に国家連合は最高法院を持たない。

△　複合国家

　国家連合は、国際法上構成国の主権が認められているという点からして、単一国家とは言えない。「複合国家」の概念は、おおむね国家連合に限定されている。

以上のような連邦制国家結合の方式に照らして、朝鮮における統一国家はどのような類型のものとなるべきであろうか。この問題は、南北の相違なる体制を結合し統一を実現するうえで当然、考慮されるべきであろう。

(2)　高麗連邦制統一論

朝鮮半島の南北に相異なる思想と体制が現存する実情のもとで、一つの体制を主張する体制統一論は非現実的である。体制の統一を目指せば、統一ならぬ分裂と対立が激化し、取り返しのつかない民族的災難を招くであろう。

朝鮮民族の切望と南北の現実に立って見れば、最善の統一方法は一つの民族、一つの国家、二つの体制、二つの政府を踏まえた連邦制方式による民族統一国家を創設することにある。金正日総書記が主唱する金日成主席の案――高麗連邦制（高麗（コリョ）民主連邦共和国創立案）こそがそれである。

①　高麗連邦制の本質的内容

高麗連邦制は、北と南が互いに相手側に存在する思想と体制をそのまま容認したうえで、南北が同等に参加する民族統一政府を設け、その下に北と南が同じ権利と義務を持ち、それぞれの地域自治制を実施する連邦共和国を創立することにより、朝鮮の統一を達成しようとするものである。つまり、北と南が相

手側に存在する思想と体制をそのまま容認したうえで、同等に参加する民族統一政府を設けるということである。

これは、南と北の体制と思想が極端に異なってはいても、民族の根本的な利益と要求を上位に置き、これにすべてを従わせるという原則に立つならば、南北は必ず一つの国家として統一しうるという前提に立脚している。

高麗連邦制における民族統一政府は、民族の基本的構成部分をなす南と北および海外同胞を全一的に包括する単一民族によって構成される統一政府、つまり民族的理念を踏まえて設けられる統一政府である。

一部に、南北に存在する異質的な思想と体制は連邦制の成立を不可能にする、という主張がある。

世界の連邦制国家の国家管理システムを見ると、資本主義国であれ社会主義国であれ、それらは例外なく多民族国家であり、民族を単位に地域政府あるいは加盟共和国を構成している。それらの国が多民族国家ではなく単一民族国家であるならば、わざわざ連邦制を採用するようなことはしなかったであろう。世界の連邦制国家の国家管理システムおよび多民族国家形成の実態からして、連邦国家内に異質的な二つの体制が併存することは不可能である。民族の自治を原則とする連邦国家内に、政治体制を異にする民族別地域政府が存在するならば、民族間の政治的・思想的相克が激化し、連邦制は早晩崩れるほかないからである。

しかし朝鮮の場合は、外部勢力の強制によって一時的に分裂していた一つの民族が再結合して統一を果たそうとするもので、

多民族国家的連邦制志向とは次元を異にする。朝鮮半島の南と北が「異質的」に分裂させられてきたからこそ、連邦制は必要であり、南北の住民が同一民族であるがゆえに連邦制は可能なのである。

もし南北の政治体制が同質のものであるならば、わざわざ連邦制という段階を経ることなく、ただちに統一を実現すればよいのである。こう見てくると、高麗連邦制は現実的な統一案だということが理解できる。

高麗連邦制はまた、民族統一政府は北と南の双方が同等に参加する原則のもとに構成されるべきだとしている。これは北と南の同数の代表が同一の資格を持って統一政府に参加するということである。

連邦政府において、南北のいずれか一方が不平等な地位に立たされるようなことになれば、利益の侵害を恐れて連邦制を受け入れようとしないであろうし、たとえ連邦制が成立したとしても、そのような連邦制は全民族の利益と要求を代表することができず、成立基盤も脆弱を極めるであろう。

ところが、これまで南朝鮮は「人口比例制の原則」こそがもっとも公正かつ民主的な原則だとし、人口比による全朝鮮半島的な総選挙を通して統一を実現すべきだと主張してきた。そうした主張は一見、妥当性があるように見えるが、そこには北に比べて人口が 2 倍近い南朝鮮が連邦内で優位に立とうという魂胆が見え隠れしている。これまでの南朝鮮の統一案は、すべてがここに帰着している。しかし、そのような立場に固執するならば、連邦制による南北の平和統一は決して実現しないであろ

う。他方、民族統一政府に南北双方が同等に参加することをうたった高麗連邦制は、現実的に公正な統一案として内外の支持を得ているのである。

高麗連邦制は次に、北と南が民族統一政府のもとで、同等の権利と義務を担って地域自治制を実施することを、連邦国家創設の本質的内容の一つとして提起している。これは、高麗民主共和国を構成する南北両地域の法的地位を明らかにしたものである。

一般的に、連邦国家の法的基礎として地域政府の法的地位を正確に規定することは、連邦形成の成否にかかわる重要な問題である。

高麗民主連邦共和国は、南と北の両自治地域によって構成される特殊な連邦国家である。

高麗民主連邦共和国を構成する南と北の各地域は、一般的な連邦国家の地域政府のように、国家としての一定の権能を有する国家的な単位ではない。それは、連邦政府のもとで同等の権利と義務を担い、それぞれ自治制を実施する地域である。ここでいう地域自治制とは、統一国家の民族統一政府の指導のもとに、南北両地域政府が同等の権利と義務を担い、民族全体の根本的利益と要求に即して各自の活動を行う体制のことである。

このような意味で、高麗連邦制の地域自治制は、他の多民族連邦国家のそれとは区別される一連の特徴を持っている。

多民族連邦国家の地域自治制は主に、連邦国家における同一の社会政治体制の中で実施される民族ないし地域単位の自治制であるのに対し、高麗連邦制における地域自治制は、二つの社

会体制が併存する同一民族内の自治制である。

ここで前者は、同一の社会的・政治的利益をはかりつつ当該地域ないし民族の独自性を保有するのであるが、後者は、民族の団結と民族共同体の統一的発展をはかりつつ二つの体制の独自性を守っていくのである。

朝鮮半島における連邦国家はこのような法的基礎のうえに構築されたとき、真の統一を志向する連邦となりうる。連邦が国家間の連邦制つまり国家連合の形式を採用することになれば、南北両地域はそれぞれ別個の国家として認定され、結局は「二つの朝鮮」の合法化を招くことになるであろう。

② 高麗連邦制統一国家の権力構造（政治構造）

一般的に国家建設において権力構造を科学的に規定することは、連邦制を創設し連邦国家の機能を規定するうえで、根本的な鍵となる。とりわけ、史上前例のない「一つの民族、一つの国家、二つの体制、二つの政府」による統一国家の創設において、権力構造は特別に重要な問題として提起される。

高麗連邦制はこのように重要な問題である権力構造についても、朝鮮半島の実情と連邦国家創設の目的に即して、もっとも合理的な規定を設けている。

高麗民主連邦共和国の権力構造は次のように規定されている。

まず高麗連邦制は、高麗民主連邦共和国の全民族的最高代表機関として最高民族連邦会議を設け、これを連邦国家の統一政府とする。

最高民族連邦会議は、北と南の同数の代表と適当数の海外同胞によって構成され、そこに連邦常設委員会が組織される。連邦常設委員会は最高民族連邦会議の常設機関である。

次に高麗連邦制は、民族代表ないし地域政府代表からなる両院制を取ることを通例とする連邦国家の一般的構造とは異なり、一院制を取っている。

高麗連邦制では、南北の地域政府代表と共に政党代表および海外同胞代表も参加する一院制が取られるが、これは朝鮮半島における連邦形態の特性と連邦創設の目的を考慮して講じられた措置である。一般的な連邦国家とは異なり、一つの民族、一つの国家、二つの地域政府という連邦形態を取る場合、民族代表によって構成される上院という概念は意味をなさないのである。このように高麗連邦制では両院制を取る必然性はなく、南北の政府・政党代表および海外同胞代表が参加する一院制によって全民族の総意が代表され、その目的と機能も十分に発揮されるとしている。

また高麗連邦制は、連邦国家の統一政府である最高民族連邦会議と連邦常設委員会の議長および委員長問題についても明らかにしている。

南北の相異なる思想と体制を容認する基礎のうえに樹立される連邦国家において、統一政府首班の選出原則を合理的に定めるのは、連邦国家の運命にかかわる重要問題である。首班の選出原則がある一方に有利に偏り、不公平なものになれば、統一政府の創設と運営で偏向が避けられなくなり、そうなると連邦国家は本来の性格を失い、いずれ崩壊を余儀なくされるであろう。

したがって、連邦国家の統一政府である最高民族連邦会議と連邦常設委員会の議長および委員長の選出原則は、南北の相異なる思想と体制のうえに樹立される連邦国家の体質的特性に適合するように定められなければならない。

高麗連邦制はこの問題にもっとも正しい解答を与えている。それは最高民族連邦会議と連邦常設委員会の共同議長および共同委員長の選出原則を打ち出し、彼らが所定の期間、輪番制で連邦会議と常設委員会を運営するよう、合理的な規定を設けている。

③　高麗連邦制統一国家の機能

一般的に国家の機能は政治的機能、経済的機能、社会福祉的機能などからなり、近代国家はおおよそこうした機能を果たしている。

ここで、政治的機能は狭義には国家本来の機能と解され、行政、立法、司法、外交、国家安保（国防）などの機能がこれに属する。ここでは、外交と国防の機能が、連邦制における重要な論議対象となる。

経済的機能は近代国家の台頭以来重視されてきた機能である。市民社会――近代国家は人民大衆の反封建闘争の結果として登場したのであるが、資本主義の発展は国家機能において政治的機能とともに、経済的機能の重要性を浮き上がらせた。他方、社会主義国では国家の経済組織者的機能を社会主義建設の主要な国家機能として重視している。

社会福祉的機能について言うならば、国家権力と資本の癒着が進み、労働者をはじめ人民大衆に対する収奪が強化されると労働運動も激しさを増し、資本主義国家の権力と資本は人民大衆の不満をなだめるために社会福祉政策を取らざるをえなくなり、やがてそれが国家の国民福祉機能として定着するようになったのである。

政治、経済、社会福祉の機能は近代国家の基本的な機能であり、朝鮮半島に樹立される連邦制統一国家もこの三つの機能を遂行することになるであろう。

ところで、ここに一つの問題がある。

連邦制統一の初期段階では、統治機能は主に南北の地域政府に帰属し、したがって連邦政府は政治、経済、社会福祉の機能を直接果たすのではなく、南北間の政治、経済、社会、文化など各分野の諸問題を調整し、民族生活の統一的発展をはかる間接的な方法を通してそれらの機能を果たすことになる。

このような機能は高麗連邦制統一国家に特有な国家機能であるため、連邦制統一国家はこの新たなしかも基本的な機能をいかに果たすべきかを考察しなければならない。なぜなら、高麗連邦制統一国家とりわけその初期段階では、国家の調整機能が一般的な連邦国家とは違って、極めて重要な問題として提起されるからである。実際、相異なる思想と体制を前提とする連邦制統一国家において、思想と体制を超越した一つの民族という最大公約数によって両者の関係を正しく調整し、民族共同の利益をはかること以上に重要な機能はないであろう。体制の違いを越えて民族共通の利益をはかること、これが連邦制統一国家

の基本的な機能である。
　では、連邦制統一国家の統一政府と地域政府が果たす機能は具体的にどのようなものであろうか。
　高麗連邦制統一案は第一に、連邦国家の統一政府は北と南の地域政府を指導し、両者の関係を調整しつつ連邦国家の全般的活動を管轄するとして、その具体的な機能を明らかにしている。
　統一政府の重要な機能の一つは、全民族の団結、合作、統一を念願に、公正の原則をもって政治・国防・外交上の問題をはじめ、国と民族の全般的利益にかかわる共通の問題を討議、決定することにある。
　この案では、統一政府がその機能の遂行上堅持すべき根本的原則と政府活動の基本的内容が明らかにされている。
　連邦国家の統一政府は何よりも、国と民族の全般的利益にかかわる共通の問題を討議し、決定する。言い換えれば、連邦国家の統一政府は南北両地域の利害関係にかかわる問題、即ち地域問題を取り扱うのではなく、民族の自主権に関する問題、民族の団結と統一的発展に関する問題などを討議し決定することを、自己の基本的な機能とするのである。
　ここで連邦国家の統一政府が遵守すべき根本原則は、上程された問題を討議、決定するにあたって、あくまでも公正でなければならないということである。ここで公正とは、南と北のある一方の利益や主張に偏ることなく、民族の全般的利益の見地から、全同胞の志向と願望に沿って政策を立て、実行するという意味である。
　こうした原則から見れば、南北関係、国防、外交など、国と

民族の全般的利益にかかわる共通の問題を討議、決定する統一政府の機能には、連邦制統一政府の性格と構成上の特性が正しく反映されている。

このように、朝鮮半島の全地域と全民族を包括する連邦国家統一政府は、民族の根本的利益と要求を代表する民族統一政府である。またこの政府は、南と北が相手側に存在する思想と体制を容認したうえで双方が同等に参加する政府である。したがって、統一政府は当然、国と民族の全般的利益にかかわる共通の問題を討議、決定し、全民族の団結と統一を強化する原則をもって公正に処理しなければならない。

連邦国家統一政府のいま一つの重要な機能は、国と民族の統一的発展にかかわる事業を推し進め、全般的な分野で南北間の団結と合作を強めていくことにある。

統一政府が国と民族の統一的発展にかかわる事業を推し進めるというのは、政治、経済、文化、軍事、外交などすべての分野で南北間の連係を強め、それを民族の自主権確立の要請に即して合理的に調整し、統一的に発展させていくということである。

また、全般的な分野で南北間の団結と合作を強めていくというのは、社会のあらゆる分野で南北間の不信と葛藤、対立を解消し、両地域政府が民族の繁栄と統一的発展を目指して協力し、合作していくということである。

連邦国家統一政府の機能のいま一つの重要な内容は、南北の社会制度と行政組織、各党、各派、各階層の意思を尊重し、ある一方が他の一方に自己の意思を押しつけることのないようにすることである。

この問題は先にも少なからず言及したので、ここではそれが正しく機能しない場合には、連邦そのものの存在を危くするということと、これが統一政府の政策実行に当たって遵守されるべき原則でもある、という点だけを指摘しておきたい。

高麗連邦制統一案は第二に、連邦を構成する地域政府の機能を合理的に定めている。

高麗連邦制に規定された地域政府の機能は、総体的に独自の政策を実行しつつ民族の統一的発展を目指すことである。

地域政府の重要な機能の一つは、連邦政府の指導のもとで、全民族の根本的利益と要求に合う範囲で独自の政策を実行することである。

ここでは、南北両地域政府が政策を作成し実行するに当たって守るべき根本的原則が明らかにされている。

南北両地域政府は自地域内の体制と思想に即して独自に政策を立て、実行する。しかし、そこには独立した主権国家に見られるような、あらゆる分野で自己の利益と要求の充足のみをはかる政策は許されないという制約が課される。地域政府は必ず統一政府の指導を受けなければならず、全民族の根本的利益と要求に抵触する政策を追求してはならない。これは、南北の地域政府がともに政策の作成と実行において遵守すべき行動準則である。

地域政府のいま一つの機能は、すべての分野で南北間の格差を縮め、民族の統一的発展に努めることである。これなくしては、全民族的自主性の実現も、国家・民族の隆盛・繁栄も期待できない。

したがって、連邦国家の統一政府ならびに地域政府は、民族の統一的発展を自己の重要な機能の一つとしなければならない。

④　高麗連邦制統一国家の基本的政策

前述した連邦制統一国家の基本的機能に従って、統一国家はその発展、達成の全過程にわたって自主、平和、民族大団結の政策を堅持すべきである。統一国家のこの政策は、7・4 共同声明の理念と原則を踏まえたもので、具体的には、高麗連邦制の 10 大施政方針に集中的に表れている。

第一に、自主的政策を実行することである。

国家主権は、対外的には不可侵性と独立性、対内的には自律性と最高性によって確立される。対外的に不可侵性が侵害され、独立性が否定された国は主権国家とは言えず、そのような国は対内的にも自らの決心に従って政策を立案し、実行することが不可能になる。他国の顔色を窺って政策を立てるような国は、国名を持ち政府が構成されてはいても、真の独立国、主権国家とは言えない。したがって統一国家は当然、自主路線を堅持し、他国の衛星国や保護国になることなく、いかなる外部勢力にも依存しない、名実兼備の実質的な自主独立国家にならなければならない。

自主性は対外的には、非同盟中立路線によって集中的に表れる。

非同盟中立路線は、連邦制統一国家の特性のしからしめるもので、必須の政策とならざるをえない。連邦制はその構成単位である南北両体制の均衡が保たれる条件のもとでの結合だと言

える。ここでいう均衡とは、両体制のどの一方にも偏重することのない、平等な状態を意味する。連邦制統一国家がある一方を偏重すれば、二つの体制が平等かつ合理的に結ばれた連邦制とは言えなくなる。例えば、ドイツの場合、国の統一後、一国内に中心部と周辺部という関係が生じ、統一ドイツは人民の民族的期待に応えることができなかった。

南と北が一つの連邦国家を形成するためには、そこに最小限度の前提条件が備わっていなければならない。それは、両体制間の相互関係が支配と従属という力関係にもとづいてはならないということである。連邦内における南北関係が中心部と周辺部という関係になれば、民族内部に再び悲劇的な葛藤関係がもたらされるであろう。それゆえ、そのような前提は連邦制統一国家の構造的および機能的特性から生まれる必然的な帰結だと言える。

要するに、朝鮮半島における連邦制統一は、国際的には必然的に中立を志向し、しかもそのようにして形成された連邦国家は、堅固な地盤のうえに築かれることになる。

では、連邦制統一国家の自主的政策の表れである非同盟中立路線とは、具体的にはどのようなものであろうか。

それはまず、政治分野で自主的な立場を守ることである。

これは外部勢力の干渉と外部勢力への依存を一切排し、対内外活動においては完全な自主権を行使し、国家政治問題では民族共通の利益の見地からすべてを独自に処理するということを意味する。統一国家はこのような自主的立場に立ち、いかなる国の衛星国にもならず、またいかなる外部勢力にも依存しない完全な自主独立国家、非同盟国となり、同時に対外関係で独自

性を守り、すべての国と自主、内政不干渉、平等、互恵、平和共存の原則をもって友好関係を結ぶ等距離外交を実施しなければならない。

次に、軍事面で自主の原則、即ち自衛の路線を堅持することである。

軍事的自主なくして自主的な非同盟中立路線はありえない。軍事の外国依存は、自主性の放棄を意味し、そこに非同盟中立路線は存在しえない。統一国家は軍事の独自性を堅持し、対外的には軍事同盟や地域ブロックに一切加入しない非同盟の原則を貫くべきである。

自主的非同盟中立路線は、民族主体の力を育むことによって保障される。

民族主体の力は、政治力、軍事力、経済力からなる。非同盟中立主義の旗を掲げる小国に、強大国が政治的に介入、干渉し、経済的に従属させ、はては武力侵攻さえするような出来事が跡を絶たない今日の国際情勢に照らせば、主体的な力なくしては、自主的非同盟中立路線の維持は不可能だと言える。統一国家は外部勢力の干渉に自力で対応しうるよう、民族の団結をはかり、強大な政治力を養い、自立的民族経済建設によって強固な経済力を築き上げるとともに、自衛的軍事力を高めなければならない。

第二に、民主的政策を実施することである。

ここでいう民主的政策とは、社会生活のあらゆる領域で、南北全民衆の自由と権利を保障するということを意味する。つまり、統一国家は政党、大衆団体の結社と活動の自由、信仰、言論、出版、示威行動の自由を認め、南北の民衆が全国土を自由

に往来し、いかなる土地においても政治・経済・文化活動を自由に行える権利を認めることである。

この民主的政策は、南北どちらの側にも偏ることなく、国内の二つの地域、二つの体制および諸党派と階級、階層の利益を平等に保障する。統一政府は、民族大団結の原則を踏まえて、統一国家の発展に努める南北のいかなる組織、いかなる人士に対しても過去を一切問うことなく、団結を旨とし、いかなる形態の政治的復讐や迫害も許してはならない。

第三に、断絶されていた南と北をつなぐ方向で政策を実行することである。

これは分断された国土の亀裂を埋め、南北住民間の生活上の結びつきを回復する事業である。統一政府は南北間に横たわる軍事境界線を撤去し、通信・通話と鉄道をつなぎ、東海と西海の南北間航路を開き、ソウルと平壌、白頭（ペクトウ）山と済州（チェジュ）島間の空路を開設する。同時に、南北間の経済、文化、スポーツの交流、科学技術と民族文化・芸術および民族教育を統一的に発展させる。

第四に、一つの民族として共存共栄する先進国づくりに向けて、南北の協力と合作を大々的に推し進めることである。

一つの国土で同一の血筋をもって生きてきた朝鮮民族にとって、人為的な分断による被害は想像を絶するものがあった。民族の精神的・物質的エネルギーは無益に浪費され、一体であったならば祖国の隆盛・繁栄をもたらしたであろう民族の潜在力は、ほとんど生かされなかった。したがって、統一国家は南北間の経済的合作と交流を進め、民族経済の自立的発展を促す政策の実施を優先させなければならない。同時に民族の言語、歴

史の共同研究のような、学問と文化分野における南北の協力も進めていかなければならない。

第五に、平和政策を実行することである。

統一国家の平和政策は自主的政策と密接にかかわっており、自主的政策との関連の中で作成され、実行されねばならない。こうした平和政策は対内、対外の両側面から策定され、展開される。

対内的には民族の和合と平和な生活を守ることにある。分断数十年の不和と緊張を克服し、統一を果たした国家にとって、分断の傷痕をいやし、民族内部に永遠の平和をもたらすことが、喫緊の課題である。

統一国家は何よりも、南北両地域間に不信と誤解が生じ拡大するようなことのないよう万全の措置を講ずる一方、民族和解の雰囲気を醸成していかなければならない。これは政治的な意味で、平和を定着させていく作業だと言える。

次に、軍事的側面から平和の醸成をはかるべきである。南北が相互不可侵を確約し、軍縮の実施など平和的措置を講ずることは祖国統一の前提条件ではあるが、平和統一が達成された後も、軍事分野では恒久の平和を目指して、さらに多くの問題が解決されなければならない。連邦制の完成に伴って、南北両軍隊の統合を果たすのは、民族の和解と平和な暮らしを保障する核心的課題である。同時に軍事境界線一帯に広がる軍事施設の撤去と、民間軍事組織の解体、軍事費の大幅削減、軍需産業の民需・平和産業への転換などの平和的措置を講じなければならない。以上のような内容を、連邦制統一政府は施政方針として政策化していくべきである。

対外的には一貫した平和志向政策を実施することが重要である。そのいくつかの問題を下に列記してみよう。

— 統一朝鮮は、周辺諸国はもとより、世界のどの国に対しても侵略の脅威となってはならない。

— 統一朝鮮は、国際的ないかなる侵略行為にも加担、協力、支持するような行為は一切行わない。

— 国内に外国軍の駐留および軍事基地の設置を許さず、核兵器の製造及び搬入を禁止し、核の傘に入らない非核原則を国家政策として堅持する。

— 国際的には、「力の政策」ないしそれにもとづく「勢力均衡政策」を排し、すべての国と友好関係を結ぶことに努める。

連邦制統一国家論は上述したように、その平和政策に南北間の軍事的対峙の解消、双方軍隊の 10 万～15 万名台への縮小、軍事境界線とその一帯の軍事施設の撤去、南北単一民族軍の創設、非同盟中立路線などを重要な政策事項として盛り込んでいる。

以上のように高麗連邦制統一国家の基本的政策は、連邦国家の性格と使命にのっとり、朝鮮民族の共通の志向と要求、利益を正しく反映し、統一朝鮮の進路を明示したもっとも愛国、愛族的かつ自主的、平和的な政策だと言える。

⑤　高麗連邦制統一国家の国号

高麗連邦制案は、連邦国家の国号を合理的に制定している。

一般に国号の制定では、民族あるいは地理的位置を象徴させたり、国家の体制ないし結合方式を反映させたりするのが通例

であるが、ここでもそうした視点から、「高麗民主連邦共和国」という連邦制統一国家の国名を簡単に分析してみることにする。

　複数の地域政府や単一国家が結合して統一国家を形成する場合、その国号を「アメリカ合衆国」(United States of America:U.S.A) というように、地理的名称を採用する方法、またはスイス連邦のように、連邦の始祖国の一つであった「シュヴィツ」(Schwiyz) の名を採用した例に見られるように、主要構成国の名を選択ないし並列する方法がある。こうしたものとは異なり、朝鮮半島の連邦制では、以前そこに存在していた統一国家「高麗」(Koryo) の名を採用している。

　「高麗民主連邦共和国」は、高麗の歴史的な位置と国際的知名度を科学的に分析したうえで提案された合理的な国号である。

　高麗は、朝鮮民族を象徴する朝鮮史上初の統一国家であり、その名は世界に広く知られている。

　高麗が朝鮮史に占める地位は何よりも、この国が同じ血筋と言語を持つ朝鮮民族の長い国家的分立状態に終止符をうって、民族的・国家的統合を成就した最初の統一国家だということにある。また高麗の歴史的地位は、当時、この国の国際的地位が高かったということにある。

＊　当時、高麗の国際的地位は、その反侵略戦争を通して誇示されていた。度重なる反侵略戦争の勝利を通して、高麗の名は広く世界に知れ渡った。特に経済、文化の水準が非常に高かった高麗は、中国大陸の宋や女真との交易および文化交流を活発に展開し、日本はもとより遠く中東からも商人が高麗を訪れた。

高麗という国名が朝鮮の世界的通称となったのはこの時期からである。

また「高麗民主連邦共和国」という国号は、民主主義を志向する南北共通の政治理念を科学的に分析したうえで提案された合理的なものである。

民主主義は、資本主義の南や社会主義の北でも、また民族主義者や社会主義者にも共感され、受け入れられる共通の政治理念であり、各階層の広範な民衆が、国家と社会の主人として当然享受すべき神聖な権利である。

高麗民主連邦共和国の国号には、連邦という国家結合方式と共和国という政体が反映されている。

以上のように、高麗連邦制の国号の論拠は、科学的かつ合理的だと言える。

⑥　高麗連邦制方式は祖国統一の最善の方法

朝鮮の現実に合った統一方法は、連邦制方式以外にはないと言ってよい。

連邦制方式は、一方が他方を併合し、あるいは他方によって併合されることを否定する原則に立っているため、その実現は十二分に可能である。全民族が統一を民族至上の課題と見なしている以上、南北に存在する思想と体制の違いは、統一を妨げる障害にはなりえない。

一つの民族、一つの国家、二つの制度、二つの政府にもとづ

く連邦制方式の統一は史上前例のない独特の、しかも合理的で、公正かつ現実的な統一方法である。

それは何よりも、朝鮮の具体的な現状にかなったもっとも迅速に統一する方法である。

その根拠は第一に、それが民族共通の統一綱領である自主、平和統一、民族大団結の祖国統一 3 大原則を徹底して具現していることにある。

高麗連邦制方式はあくまでも、朝鮮民族同士が朝鮮民族の力によって、自主的に統一国家を樹立することを主張しており、したがって、この方式を選択すれば、いかなる外部勢力の干渉も受けることなく、統一問題を自主的に解決していけるのである。高麗連邦制による統一国家はまた、南北に存在する相異なる思想と体制の相互容認を前提にしており、したがって、統一は流血や衝突の愚を避け、平和裏に成就することができる。それはまた、南北間の誤解と不信を解消し、信頼と団結をもたらすため、民族大団結の原則をもって統一を達成できるようにする。

高麗連邦制が実現可能なもっとも迅速な統一方法とされる根拠はさらに、それが南北の相異なる思想と体制を巨視的な視点から超越しうるということにある。南北の今日の状況のもとで、単一体制による統一国家を樹立するというのは非現実的である。ひとえに南北の相異なる思想と体制を認め合う統一方法であってこそ、民族の永久分裂を防ぎ、統一運動を成功裏に発展させ、もっとも速く統一という終着駅に到着しうるのである。長い歴史を通して形成された単一民族としての朝鮮民族の共通性を重視し、それを思想と体制の異なる南北を一つにまとめる根本的

な要因と見なすことによって、統一の青写真を示した高麗連邦制のみが、もっとも迅速な統一方法になるのである。

次に、高麗連邦制は南北のすべての階級、階層、党派が等しく受け入れることのできるもっとも合理的かつ公明正大な統一方法である。

統一方法が公正かつ合理的、現実的なものとなるためには、階級的利害を異にする南と北のすべての階級、階層、各党、各派が等しく受け入れられるものでなければならない。高麗連邦制には、南北両当局と各階層、各党、各派の利害が公正に考慮されており、どの側、どの階級、どの党派も自らの利害を侵害される恐れはない。それは高麗連邦制の基本的内容によって確認されている。

高麗連邦制は連邦国家の組織と権力構造、これに付随する権力の配分と任務、統一国家の性格、機能、基本的政策、国号などを南北共通の志向と要求に即して、一方を偏重することなく公正に規定することによって、思想と政見、信仰の違いにかかわりなく、南北と海外のどこに居住していようとも、民族を愛し統一を願う人であれば、誰であれ等しく共感し、受け入れることのできるもっとも現実的で合理的な統一方法である。

⑦　高麗連邦制批判への批判

高麗連邦制は、7・4 共同声明で明示された祖国統一 3 大原則を具現した公正かつ合理的な統一方法であり、統一運動の発展過程でその妥当性は一般に認められるようになったのだが、提

案当初から南朝鮮の歴代当局をはじめ一部の右翼保守知識人から批判されてきたこともまた事実である。

そこで、高麗連邦制の合理性と妥当性、公正さをよりよく理解する一助として、ここで高麗連邦制批判論の不当性を指摘しておきたいと思う。

高麗連邦制批判論の要点は一言でいって、それは歴史的に前例のない方法であるがゆえに不可能だということである。これは国家類型論に立った反論であり、かつて世界に存在し、現在も存在している連邦制を含むすべての国家は、例外なく単一の社会体制にもとづいて成り立っており、ならば、異質的な二つの体制が結びつくそのような連邦制国家は一体成立可能か、というのがその論拠である。彼らは「北韓が提案する連邦制はそれ自体実現の見込みはない。出発からして不可能性を胚胎している」と指摘しているが、これは高麗連邦制の内容に対する部分的批判の枠を越えた、全面的かつ原則的な否定論である。

もちろん前述したように、高麗連邦制統一国家は、南北の相反する二つの体制を存続させながら一つの国家を形成するという点では、歴史的に前例のない特殊な国家である。しかし、歴史的に前例がないから、そのような統一国家は実現不可能だと言うならば、ここで一つ彼らに反問したい。歴史とは何であり、創造とは何であるか、と。

歴史は単なる時間の流れでも過去の出来事の蓄積でもない。自主的な生を志向する人間がより新しいものを求めて自然を征服し、社会を変革し発展させてきた創造の過程がまさに歴史なのである。人間が過去の経験や既成の知識にこだわって、前例

のない新しい経験、新しい知識を創造しようとしないならば、人間社会は溜まり水のように停滞し、何らの進歩も見られなくなるであろう。

今、われわれは分断を克服し、統一を成就すべきだという民族最大の課題を抱いて、歴史にない形態の国家を創出しようとしている。高麗連邦制のオリジナリティーはここにある。したがって、それは称賛と支持の根拠にはなっても、非難の対象にはなりえない。

この問題に関して、「北韓は『北と南がともに相手側に現存する思想と体制をそのまま容認したうえで、双方が同等に参加する民族統一政府を組織しよう』と言っているが、果たして一つの憲法をもって異質な南北を結合させることができるだろうか？　思想と体制が異なる国家間の条約の締結は可能であるが、同一の憲法をもって二つの体制を結合させることは不可能だ。地球上にそうした国家が結合して連邦制を形成したためしはない」という批判もある。

こうした批判は、朝鮮半島統一問題についての認識上の誤謬と高麗連邦制に対する無知に由来している。たびたび触れたように、朝鮮の統一問題は二つの国家の結合問題ではなく、単一民族、単一国家の人為的分断によって生じた特殊な形態の二つの地域を再結合するという問題である。したがって、ここでは既成の理論や経験から脱して、問題を新たな観点から見直し、新たな理論をもって解明していく主体的な立場が必要である。

ところが上の批判は、南と北をそれぞれ別個の国家と見なし、既成の連邦論を物差しにした反対論である。一般的に連邦国家

の結合は、憲法を根拠にしてなされ、国家連合の結合は条約をもとにしてなされるのが通例である。しかし、朝鮮の統一即ち連邦制統一国家の創立は、連邦制に合った統一憲法を制定し、これを連邦国家の法的基礎とすることもできるし、それが不必要だとされるときは民族的合意、例えば 6・15 共同宣言のような南北両首脳の共同宣言とこれに付随する民族的合意をもって、高麗連邦制の統一国家を創立することもできるであろう。問題は、南北が相異なる思想と体制をそのまま容認したうえで、南北が同等に参加する統一政府を樹立する原則を実行すればよいのである。これがいわゆる「高麗連邦制不可能論」の第一の誤謬である。

第二の誤謬は、憲法の概念を教条主義的に理解していることである。憲法が国家の法的基礎、基本法であることは間違いない。しかし憲法の構造と形態は固定不変ではない。例えば、南と北の憲法は、その枠組みや理論的・法的構造と内容が全く異なる。英米の憲法とドイツの憲法も同じではなく、資本主義国家と社会主義国家の憲法ももちろん異なっている。したがって、連邦制統一国家の憲法も、朝鮮半島の実情と統一国家の樹立という目的に合わせて創造的に制定すればよい。換言すれば、国の基本法という憲法の本義に立って、連邦制統一国家の組織と構成の要件と原則、政治機構と政策方向、国号などを法制化すれば、それが統一憲法になる。欧米の憲法理論をもって朝鮮の統一問題を論じ、高麗連邦制の「不可能性」をうんぬんすることは教条主義的誤謬というほかない。

高麗連邦制に対するいま一つの批判は、それが朝鮮民族の現

実を無視した「不可能な空論」に過ぎないということである。
全く異なる理念と体制を有する二つの異質化された社会を一つの民族国家に統合するには、まず異質化を解消すべきであり、それなくして連邦国家の樹立は不可能だと言うのである。そのため統一に段階を設け、南北間の異質性を一つひとつ解消していくことが先決問題である、と主張している。
こうした主張はその不当性が既に明らかにされており、一般の認めるところでもあるので、ここで改めて論駁するまでもなかろうが、あえて一言反問しておきたい。朝鮮民族が置かれた現実からして、二つの体制が併存する連邦制統一は不可能な空論だと言うならば、体制の単一化による統一は可能なのだろうか、と。それこそ荒唐無稽な主張ではなかろうか。南北双方が共に自らの体制を放棄しようとしない状況のもとで、一体いつ体制の単一化がなされると言うのか。実に莫然とした主張と言わざるをえない。
またある論者は、国家の形成には求心点がなければならず、朝鮮半島では何を求心点として連邦国家を形成するのか、ということからしても、高麗連邦制案の「虚構性」は明らかだ、と主張する。国家形成の求心点は単一の社会体制にこそ存在しうるのであり、異質な二つの体制の中でそれを求めるのは不可能だと言うのである。
では人々を一つの国家に結びつける求心点とは何であろうか。領土と国民とそれを統治する権力によって構成されるのが国家だとするならば、統治権力はその領土内で共同生活を営む人々の共通の利害を代表し、それを実現し、伸張させていくよう委

ねられてこそ成立するものである。したがって、国民の共通の利益こそがほかならぬ国家形成の求心点だと言えるのである。朝鮮のように歴史的に単一民族をもって一つの国家を形成してきた場合、国家を構成する国民は民族と別個のものではない。それゆえ、国民共通の利益が直ちに民族共通の利益となる。一つの国家の中にさまざまな思想や信仰を持つ人びとが生活しているように、たとえ体制が異なってはいても、同じ民族という運命共同体的意識のもとに、共通の利益を目指して一つの国家を作ろうというのが、高麗連邦制統一案である。体制を異にして統一国家形成の求心点を求めるのは不可能だとする主張こそ、民族のうえに体制を据え、民族的統一を拒もうとする立場にほかならない。

最近、南朝鮮社会の一部で、高麗連邦制の非同盟中立路線は非現実的だとする論議がなされている。冷戦後の現国際政治において中立という概念は見直されるべきだとするヨーロッパ世界の論議が南朝鮮に植え付けられたのである。冷戦終結後の変動する政治情勢の中で、中立を標榜するスイスの伝統に亀裂が入り、スイスは中立政策の見直しを計画している、というニュースが流れたのはかなり以前のことであった。そのような主張には肯定的な側面があるが、朝鮮民族の立場からすれば、そこには深く掘り下げて検討すべき問題点がある。

それは第一に、中立という国際法上の概念は、資本主義と社会主義の対立以前からあったという点である。中立政策は、近代的な国民国家が生まれ、国家と国家が相争う国際政治の場が形成されていく中で、その必要性が生じたのである。1815 年、

スイスが独立とともに永世中立を宣言し、国際的合意を得ることができたのは、ヨーロッパ社会がナポレオン戦争の苦痛を味わった後のことだったからである。東西の対決が解消されたからといって、将来もブロックとブロックの対決は絶対に生じない、と断言する根拠はない。

第二に、EU の創設プロセスが示しているように、ヨーロッパの統合は、西ヨーロッパがアメリカや日本に対抗して経済的利益を共に目指し、ヨーロッパの政治的イメージを高めようというところに、その基本的な目的がある。EU の経済的基盤はあくまでも超国籍企業である。より多くの利益獲得を本性とする独占資本が存在する限り、真の意味での国際主義は成立しえない。

こうして見ると、今日の国際政治では中立の概念が意味を喪失したとする主張は浅見である。すべての民族の自主性が絶対的に保障される、そのような世界の自主化が実現してはじめて、国際社会で国家間の対決も支配と従属の関係も消滅し、中立政策や非同盟運動も不必要になるのである。覇権を追い、世界の支配を狙う帝国主義が存在する限り、中立は必要であり、非同盟運動も活発に展開されなければならない。

まして朝鮮半島のような特殊な地域で中立問題は意味をなさないとする根拠は、どこにもない。朝鮮半島周辺の大国間のイデオロギー対決はある程度緩和されたとはいえ、朝鮮の統一問題に対するこれらの国の態度は微妙で、利害関係は依然として複雑に交錯している。このような状況のもとで朝鮮半島の統一を果たす道は、周辺諸国の政治的力関係を主動的かつ巧妙に利用することである。ここで重要なことは、統一後の連邦国家の

中立化宣言とその実現にある。高麗連邦制が宣言する連邦国家の非同盟中立は、いまなお統一の主要な障害となっているアメリカの政治的・軍事的南朝鮮支配と干渉を排する重要な根拠の一つとして機能するであろう。同時に、連邦国家の中立政策が自主政治の核心をなすという点を考慮すれば、高麗連邦制の中立化提案を「古い」と否定することは、高麗連邦制自体に反対する主張と軌を一にしていると言える。

高麗連邦制統一案に反対するいま一つの主要な論拠は、北がそれを主張しているからだというものである。つまり、北朝鮮が主張する高麗連邦制案は、「赤化統一」の底意が隠されている危険な戦術だと言うのである。

連邦統一案は、体制の単一化による統一は「百年河清を俟つ」に等しい不可能な事であると認めたうえで、南北両体制を互いに容認し合う前提のもとに統一を果たそう、という極めて現実的かつ合理的な案である。それがどうして「赤化統一」の戦術だと言えようか。理解しがたい発想である。

連邦制は北だけの主張ではない。南でも連邦制統一を主張する声は高く、海外同胞社会においても広く支持されている。高麗連邦制が北の提案だという理由だけで反対するのは悪性の「反共」アレルギーである。理性を欠くそうした無分別な反対ないし非難は、統一に反対し、永久に分かれて生きようという主張にほかならない。高麗連邦制は、数十年の分断生活の中で、朝鮮民族が最高の良心をもって発見した統一案である。

(3)「連邦連合制」統一案

＊　2000 年の 6・15 南北共同宣言の発表後、海外同胞社会では、北朝鮮の低い段階での連邦制案と、南朝鮮の連合制案（金大中の「共和国連合制案」）の共通性を認める方向で統一を進めていこうという合意事項を「連邦連合制」と略して呼び、これを支持、歓迎していることを前もって指摘しておきたい。

一つの民族、一つの国家、二つの体制、二つの政府にもとづく連邦制方式をもって朝鮮を統一することは、金正日総書記が堅持する統一方法の大原則である。

金正日総書記は、高麗連邦制による統一国家創立案は民族的合意の基礎をなす公明正大な民族共通の統一案であると認めている。

総書記は、高麗連邦制への民族的合意を容易に達成するため、暫定的に連邦国家の地域自治政府により多くの権限を付与するが、中央政府の機能を高めていく方向で連邦制統一を漸次達成していくべきだとしている。それは、2000 年の歴史的な 6・15 南北共同宣言によって具現され、南北両首脳の合意として確認された。

＊　金正日国防委員長と金大中大統領の平壌における劇的な対面と、歴史的な 6・15 南北共同宣言の発表は、全民族を歓喜に包み、全世界を震撼させた。それは文字通り衝撃的な出来事で

あった。6・15 南北共同宣言は、半世紀を超える統一へのたたかいを通して朝鮮民族が収めた最大の成果であり、統一の終着点を指し示す里程標であった。

歴史的な 6・15 共同宣言で合意された主要事項は次の通りである。

1　北と南は、国の統一問題を、その主人であるわが民族同士が、互いに力を合わせて自主的に解決することにした。

2　北と南は、国の統一のための、北側の低い段階の連邦制案と、南側の連合制案が、互いに共通性があると認め、今後、この方向で統一を志向することにした。

3　北と南は、今年の 8・15 に際して、離散家族・親戚訪問団を交換し、非転向長期囚問題を解決するなど、人道的問題を早急に解決することにした。

4　北と南は、経済協力によって、民族経済を均衡的に発展させ、社会、文化、スポーツ、保健、環境など各分野の協力と交流を活性化し、相互間の信頼を構築していくことにした。

5　北と南は、以上の合意事項を早急に実践に移すため、早い日時内に当局間の対話を開催することにした。

では、6・15 共同宣言に明記された北側の低い段階の連邦制案と南側の連合制案との結合はどう可能なのだろう。この問いへの正しい解答を得るためには、若干の問題についての深い研究が必要である。

①「連邦連合制」への認識の前提

連邦制による国家結合方式において、将来の朝鮮半島に樹立される統一国家はどのような類型の連邦になるのであろうかという問題から検討してみよう。

大きく二つの場合が考えられる。一つは、国家連合の類型に近い連邦である。南北双方がそれぞれ外交、国防、内政の権限を有し、中央政府は双方の協議による合意事項を実行するという連邦制構想である。こうすることで、南北は統一国家という大きな枠組の中に入る。いま一つは、連邦国家の類型に近い連邦である。連邦政府が国防と外交を含む国家統治権を掌握し、南北両地域政府は、連邦政府の指導のもとに、主に自地域の内政権のみを行使する。

以上二つの構想は、連邦制を通して民族の統一を実現するという点では、大きな違いがないと見られるが、連邦の性格と形成手順では大きな相違がある。両者のどちらを選ぶべきか。つまり、連邦国家の樹立によって統一を実現すべきか、それとも国家連合の形成を通して統一を果たすべきか、という問題は、南北両当局と全人民の同意を得て決定されるであろう。しかしながら、そのどちらが民族の統一の念願にかない、同時に南北朝鮮の現状にも沿うかということを慎重に検討する必要はあろう。

金正日総書記は、連邦制統一を実現するに当たって、南北再結合の本質的特性に関する認識と前提を必ず考慮に入れるべきだとしている。

それは第一に、朝鮮民族にとって統一国家の樹立とは何を意

味するのかということである。その意味は、朝鮮半島に既に二つの主権国家が存在しているという認識のもとに、二つの国家を一つに結合するということではなく、古くからの統一国家が一時的に二分されていたという認識のもとに、両者を元通りに一つに結び合わせる事業だということにある。民族の永久分裂を防ぎ、統一を成就するため連邦制方式を採択しようとしながらも、二つの主権国家の認定を大前提とするのは、論理的に矛盾する。たとえ今は二分されていても、やがて完全な統一を実現するという前提に立つのが正しい進み方であろう。

金正日総書記はこうした認識と前提のもと、朝鮮半島における連邦国家の形成では、南北双方が同等の権限にもとづいて結ぶ双務条約を統一国家樹立の根拠としながらも、それが独立国家間の国際的条約としてではなく、一つの民族として団結し統一すべき民族的立場から結ばれる政治的条約になるべきだとしている。総書記のこうした認識は、6・15 南北合意書によって確認されている。

第二に、朝鮮半島に樹立される統一国家は、その構成要素が従来の連邦制国家とは異なっているということである。先にも述べたように、従来の連邦制は、地域別利害の特殊性や、民族別ないし宗教上の違いなどを踏まえて、複数の国家を一つの関係に統合もしくは結合したもので、いずれも社会体制を同じくする国家であった。

しかし、朝鮮半島で実現されるべき統一国家には、民族は一つでありながらも半世紀以上もの間、南北に定着してきた異質な二つの体制を結び合わせるという特性がある。

実際、体制の違いがこれまで南北間の接近と和解を妨げ、再結合を難しくしてきたのである。このような事情のもとで、南朝鮮側が最初から中央集権的な連邦国家の樹立に応ずるとは思われない。

金正日総書記はこうした認識と前提に立ち、今はまだ完全に中央集権化された連邦国家創立の条件は熟成していないとしながらも、だからといって単なる象徴的な「連邦制」つまり国家連合は決して望ましいものではないと判断し、初期の段階では、南北両地域政府に多くの権限を付与しながらも、まず一つの統一国家としての枠組を備えた連邦制から出発し、条件が熟成するに伴って徐々に連邦政府にその権限を移行し、中央集権化された連邦国家を達成していくことが、前述の二つの問題点を効果的に解きほぐしていく方法だと見なしている。

このような性格を持つ連邦制統一国家でまず問題になるのは、初期段階における権力の配分である。つまり南北朝鮮と海外同胞の代表からなる連邦政府と、南北両地域政府の間で権力をいかに配分するかという問題である。ここでは、国家権力は地域政府のそれを徐々に連邦政府に移し、南北の軍隊も一つの民族連合軍に編成すればよいのだから、この点はさして問題にならない。難点は外交の代表に関する問題である。連邦制統一の宣言後も、統一前のように南北両政府がそれぞれ外交権を行使し、連邦政府が対外的に統一国家を代表できない場合は、国際的には「二つの朝鮮」であって、統一国家ではないと認識されるであろう。そこで金正日総書記は、統一の宣言と同時に国連だけには、単一の議席を持って加盟しなければならないと主張して

いる。実際、この問題は、南北双方が民族の統一と、統一国家の創立という大義に忠実であるならば、解決できないことではない。南北両地域政府が共同の代表として国連で一つの議席を占めることも可能であり、また、連邦政府が両地域政府と並んで国連に代表を送るという方法も考えられる。旧ソ連とともに連邦加盟国のウクライナとベラルーシが国連に加盟していたという前例もある。

金正日総書記の「連邦連合制」と関連して、是非理解しておくべき点は、「連邦連合制」が高麗連邦制を放棄し、南朝鮮の連合制を受け入れたものだとか、高麗連邦制案を国家連合統一案と機能主義的に折衷したものである、とする考え方は間違いであるということである。なぜなら、北朝鮮が 1980 年代末から 90 年代初めにかけて提案した低い段階の連邦制は、高い段階の高麗連邦制に進む前提であり、高麗連邦制統一案に包括されているからである。

②「連邦連合制」の基本的骨組みと発展方向

6･15 南北共同宣言の第二条には統一案の内容が示されている。そこでは、北側の「低い段階の連邦制」案と南側の「連合制」案に共通性があると認め、この方向で統一を志向するとされている。この南北合意は、金正日総書記の構想だと理解して差し支えないであろう。

総書記の「連邦連合制」構想を正しく理解するためには、まずその構想がどのような過程を経て生まれたかを見てみる必要

がある。

第一、「連邦連合制」構想の形成過程

現南朝鮮政府と北朝鮮政府が統一政府の構成で合意に達すれば、統一は可能だとするのが一般的な見解である。この民族的期待を実現させるためには「相互に合意する統一政府」の下絵がなければならない。現在、南北の政治理念は相反している。南朝鮮は自由民主主義体制下にあり、北朝鮮はチュチェ思想にもとづく社会主義体制を堅持している。この二つの体制に妥協の余地はない。

南北両政府の合意を通じて統一国家を形成するためには、南朝鮮か北朝鮮のいずれか一方が、現在の体制を放棄しなければならないが、現在の南朝鮮当局を含む既得権層は、統一よりも自由民主主義体制に執着しており、統一のためだとしても自由民主主義を棄てようとはしないであろうし、北朝鮮もチュチェの基本的理念にもとづく社会主義体制の変更を容認しないであろう。それなら、南北が合意する統一は不可能であろうか。そうではない。固く閉ざされているかに見える統一の門はいまや思想と理念、体制を超越し、民族大団結の原則に立って祖国を統一しようという高麗連邦制案によって開かれようとしている。

今日、世界に存在する連邦制国家は、おおよそ三権分立の伝統が確立し、多様な価値観と地域的特性への寛容と妥協の精神に満ちた国家だとされている。単一民族、単一言語、単一国家として、寛容と団結の長い伝統を持つ朝鮮民族の特性を生かし、階級的観点からではなく、民族的観点から連邦制を実現し、統

一を果たそうと主張する北朝鮮の高麗連邦制案は、確かに合理的であり、妥当なものだと言える。南朝鮮の政府筋が主張してきた国家連合は、まだ統一国家とは言えないし、将来それを連邦国家へと発展させていくとしても、前途は険しい。国家連合は常に、競争ないし再分離の危険をはらんでいるからである。実際、歴史的に見ても、国家連合から連邦への移行は多くの場合、戦争を経てなされた。

＊　アメリカはイギリスとの独立戦争後、1776 年に独立を宣言し、1781 年には連合規約に従い、13 州を併せて国家連合型の連邦制を打ち立てた。その後、州権限の保有を主張する州権論と連邦政府の権限拡張を主張する連邦主義との確執があったが、この対立は1861～1865年の南北戦争で連邦主義が勝利することによって解決し、国家連合から連邦国家へと移行した。

　スイスの場合も、独立運動の中で結ばれた主要となる州の間の同盟関係が 1815 年の独立とともに国家連合へと発展したが、のち、1847～1848 年の国内戦争を経て、1848 年に連邦国家に移行した。

　朝鮮の統一問題は、国家連合方式によっては解決困難であることが明らかであることから、北朝鮮は連邦制統一を主張してきたのであったが、ここでは高麗連邦制への民族的合意にできるだけ速やかにこぎつけるため、低い段階の連邦制案を提案したのであった。この提案は金日成主席が 1989 年 3 月、平壌を訪れた文益煥（ムンイクファン）牧師と対面した際に表明したものであるが、それは

文益煥牧師と祖国平和統一委員会の共同声明を通して公表され、1991 年の金日成主席の新年の辞で再び明らかにされた。

＊　文益煥牧師は金日成主席との会談後、平壌到着 9 日目に当たる 4 月 2 日に平壌の人民文化宮殿で記者会見をし、「自主的平和統一に関する原則的問題 9 項目」の合意声明を発表した。その第 4 項および第 6 項は次の通りである。

4　双方は、一方が他方を併呑したり、他方に併呑されたりすることなく、また一方が他方を圧倒したり、他方に圧倒されたりすることなく、共存の原則と連邦方式をもって統一することが朝鮮民族の選択すべき必然的かつ合理的な統一方法であり、その具体的実行方法として一挙に遂行することも可能であるという点で見解の一致を見た。

6　文益煥牧師は、クロス承認、クロス接触に対する北側の拒否的な立場と統一への意志を確認し、祖国平和統一委員会側は、文益煥牧師が主張する南北交流と漸進的連邦制統一案が、二つの朝鮮を目指すものではないということを確認し、これを肯定的に評価した。

このときから、北朝鮮の統一案に「低い段階の連邦制」という概念が取り入れられ、金正日総書記によって、そこには南朝鮮の「連合制」と共通点がある、ということが 6・15 共同宣言を通して確認された。こうして朝鮮民族の前に現実的な「連邦連合制」の構想が生まれたのである。

第二、低い段階の連邦制の理論的骨組みと形成方法

北朝鮮は、低い段階の連邦制の内容を 2000 年 10 月 6 日、高麗民主連邦共和国創立案提示 20 周年記念平壌市報告集会で明らかにした。低い段階の連邦制案は「一つの民族、一つの国家、二つの体制、二つの政府の原則にもとづいて、北と南に存在する二つの政府が政治、軍事、外交権など現存の機能と権限を保有し、そのうえで民族統一機関を設ける方法をもって北南関係を統一的に調整していくことを基本的内容としている」とし、また 10 月 9 日に朝鮮労働党機関紙『労働新聞（ロドンシンムン）』は「低い段階の連邦制案は、連邦制に進むための暫定的措置」であると指摘している。

連邦制の一般的理論が、連邦国家（連合国家）論と国家連合論に大別されて展開されていることは前にも述べた。こうした一般的理論の枠組みから南北朝鮮の連邦制論を見てみると、北朝鮮の高麗連邦制論は連邦国家論の範疇に属し、南朝鮮の南北連合論は明らかに国家連合論の範疇に属する。

もちろん高麗連邦制は、一民族、一国家、二体制、二政府（地域自治政府）の理論的骨組みを備えた独特な連邦国家論であり、高麗連邦制はそれ自体、完成された統一国家だとする観点から考察されている。

ところで低い段階の連邦制を詳細に検討すると、それは高麗連邦制と軌を一にしており、その本質的概念、即ち本質的な骨組みは一民族、一国家、二体制、二自治政府という論理の中でのみ正しく把握できる。こうした視点から低い段階の連邦制が実現すれば、朝鮮では初歩的な統一が達成されたと言えるであろう。

しかし、形態上から見た低い段階の連邦制は、南北両政府に

現存する権限と機能をそのまま付与しているため、一民族、二国家、二体制、二独立政府の南北連合あるいは「共和国連合制」とも一脈通ずるところがある。こうした点からして、低い段階の連邦制には矛盾があるとの見方が生まれかねないが、実際には低い段階の連邦制がそうした内容と形式を備えているからこそ、暫定的措置としての現実的意味を持ち、説得力も効力もあるのであり、そこに統一案としての独創性もあるのである。

統一国家もしくは民族共同体（厳密な意味ではこの二つの概念は一致しないが、大まかに見ると近似した概念だと言える）の形成方法を見ると、北朝鮮の場合は、政治的解決（合意）を通してまず政治・軍事部門の一括妥結をはかり、それが果たされれば、他の領域における妥結も容易になされるであろう、とする連邦主義的統一国家の形成方法を選んでいる。他方、南朝鮮は連邦主義的統一国家の形成を頭から排斥しているとは言えないが、その主軸を機能主義的論理に置いている。機能主義は「相互往来と情報の交流を通して、機能的相互依存関係を高めることにより、部分的統合ないし共同体の形成へと進み、ある部分の統合が他の部分への拡散効果をもたらし、全統合もしくは共同体的統合へ発展していく」という論理である。〔『韓半島統一国家の構想』(『民族と統一』) カン・ジョング〕。この機能主義的統合理論の限界はまず､機能を強調する余り法律､制度､政治システムなど政治的問題を軽視し等閑に付していること、さらに、機能主義的方法を通して成立する南北間の経済および社会領域における相互依存と結合をどのようにして政治領域の統合へと導いていくかについての解答がないということであり、

さらに政治的統合は、政治的な意志と行動によってより容易に達成されうるが、機能主義的統合の道では、技術・経済領域の協力と交流がおのずと政治領域の統合をもたらすものではないということである。このように南朝鮮の統一案は、機能主義の持つ限界に災いされて、統一案ならぬ分裂案として逆方向に機能する恐れがある。

これは西欧式の理論と概念を朝鮮半島の統一問題にそのまま当てはめようとするもので、北朝鮮の統一理論には到底対応しうるものではない。しかしながら西欧式の理論と概念をもって確立、展開された南朝鮮の統一理論の限界を指摘しておくのも悪くないと思い、このことに若干触れて見たのである。とにかく南朝鮮の学者の表現を借りれば、低い段階の連邦制は連邦主義的方法を主としながら機能主義的方法を補完的なテコとしているため、より広い共感を獲得し、より容易に民族的合意を引き出すことができるであろう。換言すれば、低い段階の連邦制は、国の統一という全民族的事業における最重要事項、例えば、南北の政治的和解と団結、軍縮の実施などの問題から先に解決し、その後に大小の問題を同時に解決するという方式を取っているのである。

第三、低い段階の連邦制と「共和国連合制」の共通点と相違点

＊　6・15 共同宣言で指摘された南の連合制案は、金大中大統領の3 段階統一論にもとづく「南北共和国連合」案である。したがって、低い段階の連邦制と連合制を比較し、共通点と相違点を見

出す作業は、低い段階の連邦制の骨組みについてはすでに触れているので、「共和国連合制」の内容を検討することによって達成されるであろう。

「共和国連合制」を骨幹とする金大中大統領の 3 段階統一論は、統一の段階を南北連合→連邦→完全統一の 3 段階に分けながらも、その重点は第一段階の南北連合に置かれている。それは一民族、二国家、二体制、二独立政府、一連合案である。

ここで低い段階の連邦制と南北連合を比較検討する理由は、南北の現状をそのまま容認することを内容とする低い段階の連邦制と、同じく現状をそのまま認める「一民族、二国家、二体制、二独立政府」を比較するためではなく、共和国連合制の「一連合」と比較するためである。南北連合の核心は「一連合機関」の構成上にある。

南北連合は最高意思の決定機関として南北首脳会議、代議制機関として南北連合会議と南北連合会議事務局、執行機関として南北連合閣僚会議および分野別南北連合委員会を置いて分断状態を平和的に管理し、第二段階の連邦に向けた効果的な移行を促すことにある。これと同時に、南北の首脳は、南北関係を規定する基本法である南北連合憲章を策定し、南北の議会の承認を得て発効させる。このような制度上の装置を完成するのが、連合段階の核心的内容である。

こうして見ると、低い段階の連邦制と連合制の共通点は基本的に一国家、二地方政府にあり、相違点は低い段階の連邦制が一国家、二体制の高麗連邦制を枠組みとしているのに対し、連

合制は一国家、一体制、つまり単一システムによる連邦制を枠組みとしている点である。

金大中大統領は 1987 年、英連邦のような「共和国連邦制」を提案したが、「連邦」という言葉のために当時の政府、与党の集中攻撃に遭い、この名称を一時引っ込めた。その数年後の 1991 年 4 月、彼は改めて「共和国連合制」統一案を発表し、ここで「共和国連邦制より連合制の方がいっそう正確に第 1 段階の統一の内容を伝えることができると思われるので、連合制に変えた」と説明した。

また、第 1 段階の共和国連合制のもとで、南北双方が加盟した国連には新たに形成された連合名で単独加盟し、外交、国防、内政は南北両政府が完全に掌握することにしている点もやはり低い段階の連邦制と共通している。この場合、統一国家は実質的に単一主権国家として機能すると説明されている。要するに北朝鮮は、低い段階の連邦制と連合制は一民族、一国家、二政府という点で一致すると認め、「共和国連合制」を肯定的に評価しているのである。

相違点は、南北連合には一連合が構築される以前と後の二つの段階が存在するが、第一の段階では二体制、二独立政府が維持され、第二の段階では一体制、二地方政府となり、連邦段階に移行することである。

低い段階の連邦制（ソフトな連邦制）と連合制の共通点と相違点を要約すれば、次の通りとなる。

共通点

・地域政府に基本的権限が付与される。

・民族共同機構を創設する。これは双方の同数の代表によって構成される。

・民族共同機構は、南北関係を調整する。

・高度の連邦制を志向する。

相違点

・低い段階の連邦制は協議機関を設置するとしているが、連合制は国家機関の創設を主張している。

・低い段階の連邦制においては地方政府が地域自治政府と規定されているが、連合制では独立政府と規定されており、それを国家と認める場合もある。

・低い段階の連邦制は、初歩的な統一を意味するが、連合制は過渡的な統一と見なす。

結論として、金正日総書記の「連邦連合制」形成の基本的方向は、南北同数の代表をもって民族統一機構を創設し、そのもとで国防、内政、外交権を行使する南北両地域政府が共存する連邦国家を創出することにあり、これによって朝鮮は初歩的に統一が達成されることになる。

金正日総書記の決断と英知によって、歴史的な6・15南北共同宣言が発表され、朝鮮半島の情勢は統一に向かって力強く動き始めた。いまや全朝鮮民族は、共同宣言で明らかにされた「連邦連合制」の流れを統一の大河へと導いていかなければならない。未来はおのずと到来するものではなく、創造されるものである。

編集後記

在米朝鮮同胞張錫氏が『金正日祖国統一論』を発表してからすでに 7 年の歳月が流れた。

その間、朝鮮半島をめぐる政治情勢には大きな変化があった。

朝鮮の北南間に和解と協力の気運が高まるなか、金正日将軍の「朝鮮は一つ」という一貫した統一志向的観点と立場から出発して 2007 年 10 月 2 日～4 日にかけて、再度、北南間の首脳対面と会談が行われた。

会談では、6・15 共同宣言の精神が再確認され、「北南関係の発展と平和・繁栄のための宣言」が採択された。

こうして、朝鮮民族は祖国統一の里程標に向かって再び大きな歩みを踏み出すことになった。

また、朝鮮の先軍政治により、朝鮮と関係諸国との関係には急速な方向転換がもたらされている。

米国による戦争の危機を防ぎ、国の自主権と生存権を守るため、朝鮮はついに 2006 年 10 月 9 日、自らの知恵と技術に依拠して地下核実験を断行することで、民族の偉容をあまねくとどろかした。

こうした情勢の変化は、張錫氏の主張の科学性を十分に実証している。

やがて、朝鮮は必ず、金正日将軍の祖国統一方略によって統一された強盛大国になるであろう。